



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第68号) 5583
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第69号) 5611

規 則

- ◇川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則(第77号) 5611
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第78号) 5612
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則(第79号) 5612
- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第80号) 5612
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第81号) 5616
- ◇川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第82号) 5616
- ◇川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則(第83号) 5616
- ◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第84号) 5616
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第85号) 5623
- ◇川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第86号) 5623
- ◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第87号) 5623
- ◇川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第88号) 5632

- ◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第89号) 5633
- ◇川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(第90号) 5633
- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第91号) 5635
- ◇川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第92号) 5641

告 示

- ◇予防接種の業務を行う場所(第516号) 5641
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第517号) 5653
- ◇令和6年第4回川崎市議会定例会の招集(第518号) 5655
- ◇自転車等の撤去と保管(第519号) 5655
- ◇新型コロナウイルス感染症予防接種の業務を行う場所(第520号) 5655
- ◇道路区域の変更(第521号) 5666
- ◇道路の供用開始(第522号) 5666
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第523号) 5667
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第524号) 5667
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第525号) 5667
- ◇自転車等の撤去と保管(第526号) 5667
- ◇道路区域の変更(第527号) 5667
- ◇道路の供用開始(第528号) 5668
- ◇令和6年度版かわさき環境白書の公表(第529号) 5668
- ◇介護保険法に基づく指定の一部の効力の停止(第530号) 5668
- ◇個人情報の保護に関する法律施行条例の規定による目的外利用等の届出(第531号) 5668
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定

(第532号)	5668	◇一般競争入札の執行(第1519号)	5715
◇指定特定相談支援事業者の指定(第533号)	5668	◇一般競争入札の執行(第1520号)	5718
◇指定障害児通所支援事業者の指定(第534号)	5669	◇一般競争入札の執行(第1521号)	5719
◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第535号)	5669	◇一般競争入札の執行(第1522号)	5720
◇道路区域の変更(第536号)	5669	◇一般競争入札の執行(第1523号)	5722
◇道路の供用開始(第537号)	5670	◇一般競争入札の執行(第1524号)	5724
◇自転車等放置禁止区域の指定の変更(第538号)	5670	◇一般競争入札の執行(第1525号)	5725
公 告		◇開発行為に関する工事の完了(第1526号)	5727
◇開発行為に関する工事の完了(第1492号)	5672	◇一般競争入札の執行(第1527号)	5727
◇一般競争入札の執行(第1493号)	5672	◇一般競争入札の執行(第1528号)	5735
◇農用地利用集積計画の制定(第1494号)	5672	◇大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出(第1529号)	5736
◇公募型プロポーザルの実施(第1495号)	5676	◇特定生産緑地の指定(第1530号)	5737
◇公募型プロポーザルの実施(第1496号)	5679	◇特定生産緑地の指定の解除(第1531号)	5737
◇公募型プロポーザルの実施(第1497号)	5681	◇環境影響評価に関する条例による条例見解書の公告(第1532号)	5738
◇一般競争入札の執行(第1498号)	5684	◇都市再開発法に基づく理事長の氏名及び住所の届出(第1533号)	5738
◇一般競争入札の執行(第1499号)	5691	◇一般競争入札の執行(第1534号)	5738
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画の変更(第1500号)	5692	◇一般競争入札の執行(第1535号)	5739
◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画の変更及び図書の縦覧(第1501号)	5693	◇一般競争入札の執行(第1536号)	5740
◇一般競争入札の執行(第1502号)	5693	◇一般競争入札の執行(第1537号)	5740
◇一般競争入札の執行(第1503号)	5695	◇一般競争入札の執行(第1538号)	5741
◇公告の訂正(第1504号)	5696	◇差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために講じた措置の公表(第1539号)	5741
◇一般競争入札の執行(第1505号)	5696	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第1540号)	5742
◇一般競争入札の執行(第1506号)	5697	◇大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(第1541号)	5743
◇一般競争入札の執行(第1507号)	5697	◇一般競争入札の執行(第1542号)	5743
◇公募型プロポーザルの実施(第1508号)	5698	公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第1509号)	5699	◇落札者等の公示(第299号)	5745
◇一般競争入札の執行(第1510号)	5701	◇落札者等の公示(第300号)	5745
◇一般競争入札の執行(第1511号)	5703	◇一般競争入札の公告(第301号)	5745
◇一般競争入札の執行(第1512号)	5705	◇一般競争入札の公告(第302号)	5748
◇一般競争入札の執行(第1513号)	5706	◇一般競争入札の執行(第303号)	5751
◇一般競争入札の執行(第1514号)	5708	◇一般競争入札の執行(第304号)	5752
◇一般競争入札の執行(第1515号)	5710	税公告	
◇一般競争入札の執行(第1516号)	5711	◇差押調書(謄本)の公示送達(第160号)	5754
◇一般競争入札の執行(第1517号)	5712	◇納税通知書の公示送達(第161号)	5754
◇一般競争入札の執行(第1518号)	5714	◇課税額変更(取消)通知書の公示送達(第162号)	5754
		◇差押調書(謄本)の公示送達(第16	

3号).....	5755	◇一般競争入札の執行(第100号).....	5769
◇差押調書(謄本)の公示送達(第16		◇一般競争入札の執行(第101号).....	5770
4号).....	5755	上下水道局公告(調達)	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第16		◇一般競争入札の公告(第27号).....	5772
5号).....	5755	◇落札者等の公示(第28号).....	5774
◇差押調書(謄本)の公示送達(第16		交通局規程	
6号).....	5755	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第16		及び支給方法等に関する規程の一部	
7号).....	5755	を改正する規程(第24号).....	5774
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第		◇川崎市交通局企業職員の期末手当及	
168号).....	5755	び勤勉手当の支給に関する規程の一	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第16		部を改正する規程(第25号).....	5784
9号).....	5755	◇川崎市交通局会計年度任用職員の給	
◇督促状の公示送達(第170号).....	5756	与等に関する規程の一部を改正する	
上下水道局規程		規程(第26号).....	5784
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を		◇川崎市交通局企業職員の初任給、昇	
改正する規程(第27号).....	5756	格、昇給等に関する規程の一部を改	
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等		正する規程(第27号).....	5784
の額及び支給方法等に関する規程の		交通局公告	
一部を改正する規程(第28号).....	5756	◇一般競争入札の執行(第60号).....	5785
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等		病院局規程	
の額及び支給方法等に関する規程の		◇川崎市病院局企業職員給与支給規程	
一部を改正する規程の一部を改正す		の一部を改正する規程(第18号).....	5787
る規程(第29号).....	5763	◇川崎市病院局企業職員給与支給規程	
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手		の一部を改正する規程の一部を改正	
当及び勤勉手当の支給に関する規程		する規程(第19号).....	5799
の一部を改正する規程(第30号).....	5763	◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇	
◇川崎市上下水道局会計年度任用職員		格、昇給等に関する規程の一部を改	
の給与等に関する規程の一部を改正		正する規程(第20号).....	5799
する規程(第31号).....	5763	◇川崎市病院局企業職員期末手当及び	
◇川崎市上下水道局企業職員の初任		勤勉手当支給規程の一部を改正する	
給、昇格、昇給等に関する規程の一		規程(第21号).....	5800
部を改正する規程(第32号).....	5763	◇川崎市病院局会計年度任用職員の給	
上下水道局告示		与等に関する規程の一部を改正する	
◇川崎市排水設備指定工事店の指定(規程(第22号).....	5800
第78号).....	5764	病院局公告	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇一般競争入札の執行(第56号).....	5800
事業者の指定更新(第79号).....	5764	消防局公告	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇指定催しの指定(第11号).....	5806
事業者の指定(第80号).....	5765	教育委員会告示	
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇情報通信技術を活用した方法により	
事業者の指定事項の変更(第81号).....	5765	行う行政手続等(第28号).....	5806
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		監査公表	
事業者の廃止(第82号).....	5766	◇監査の結果について(第14号).....	5807
上下水道局公告		◇監査の結果について(第15号).....	5814
◇一般競争入札の執行(第97号).....	5766	人事委員会規則	
◇一般競争入札の執行(第98号).....	5768	◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等	
◇一般競争入札の執行(第99号).....	5769	に関する規則の一部を改正する規則	

(第11号).....	5822	(高津区第81号).....	5832
人事委員会公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第82号).....	5833
◇令和6年度川崎市職員(大学卒程度・保育士)冬実施採用試験の実施(第9号).....	5822	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第83号).....	5833
職員共済組合規程		◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(宮前区第59号).....	5833
◇川崎市職員共済組合事務局管理規程の一部を改正する規程(第1号).....	5829	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第60号).....	5833
職員共済組合公告		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第61号).....	5833
◇川崎市職員共済組合組合会議員選挙の当選人(第13号).....	5829	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第62号).....	5833
区公告		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第45号).....	5834
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第201号).....	5829	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第46号).....	5834
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第202号).....	5829	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第47号).....	5834
◇住民票の職権消除(川崎区第203号).....	5830	◇住民票の職権消除(多摩区第48号).....	5834
◇住民票の職権消除(川崎区第204号).....	5830	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第58号).....	5834
◇印鑑登録の抹消(川崎区第205号).....	5830	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第59号).....	5834
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第206号).....	5830	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第60号).....	5835
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第207号).....	5830	区選挙管理委員会告示	
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第208号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(川崎区第22号).....	5835
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第209号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(幸区第22号).....	5835
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第210号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(中原区第23号).....	5835
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第211号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(高津区第22号).....	5835
◇国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第212号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(宮前区第21号).....	5835
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第213号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(多摩区第21号).....	5835
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第214号).....	5831	◇選挙人名簿の登録を行う日(麻生区第21号).....	5836
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第215号).....	5832	辞 令	
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第66号).....	5832	◇11月25日付け.....	5836
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第53号).....	5832		
◇国民健康保険料に係る差押調書等の公示送達(中原区第54号).....	5832		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第55号).....	5832		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達			

条 例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第68号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第15条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	252,100	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	253,000	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	253,900	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	254,800	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	255,700	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	256,600	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	257,500	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	258,300	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	259,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	259,900	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	260,700	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	261,600	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	262,400	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	263,200	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	264,000	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	264,600	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	265,100	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	265,600	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	266,100	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	266,600	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	267,000	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	267,400	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	267,800	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	268,300	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
	74	268,500	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
	75	268,700	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
	76	268,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
	77	269,100	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600		
	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600		
	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86		319,900	363,900	390,000	427,900			
	87		321,100	364,400	390,500	428,400			
	88		322,300	364,900	391,000	428,900			
	89		323,300	365,400	391,500	429,400			
	90		324,300	365,900	392,000	429,900			
	91		325,300	366,400	392,500	430,400			
	92		326,300	366,900	393,000	430,900			
	93		327,100	367,200	393,400	431,400			
	94		327,800	367,600	393,900	431,900			
	95		328,500	368,100	394,400	432,400			
	96		329,200	368,600	394,900	432,900			
	97		329,700	368,900	395,300	433,400			
	98		330,300	369,300	395,700	433,900			
	99		330,900	369,700	396,100	434,400			
	100		331,500	370,100	396,500	434,900			
	101		332,100	370,600	397,000	435,400			
	102		332,500	371,000	397,400	435,900			
	103		332,900	371,400	397,800	436,400			
	104		333,300	371,800	398,200	436,900			

105		333,700	372,300	398,700	437,300				
106		334,000	372,700	399,100					
107		334,300	373,100	399,500					
108		334,600	373,500	399,900					
109		334,800	373,900	400,400					
110		335,100	374,300	400,800					
111		335,400	374,700	401,200					
112		335,700	375,100	401,600					
113		335,900	375,500	402,100					
114		336,200	375,900	402,500					
115		336,500	376,300	402,900					
116		336,800	376,700	403,300					
117		337,000	377,100	403,800					
118			377,500	404,100					
119			377,900	404,400					
120			378,300	404,700					
121			378,700	405,100					
122			379,000	405,400					
123			379,300	405,700					
124			379,600	406,000					
125			379,700	406,400					
126			379,800	406,700					
127			379,900	407,000					
128			380,000	407,300					
129			380,200	407,700					
130			380,300	408,000					
131			380,400	408,300					
132			380,500	408,600					
133			380,600	409,000					
134			380,700	409,300					
135			380,800	409,600					
136			380,900	409,900					
137			381,000	410,300					
138			381,100						
139			381,200						
140			381,300						
141			381,400						
142			381,500						
143			381,600						
144			381,700						
145			381,800						
146			381,900						
147			382,000						
148			382,100						
149			382,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,400	181,400	245,900	266,600
	2	169,400	182,900	247,400	268,100
	3	170,400	184,400	248,900	269,600
	4	171,400	185,900	250,400	271,100
	5	172,300	187,300	251,700	272,600
	6	173,500	189,000	253,200	274,600
	7	174,700	190,700	254,700	276,700
	8	175,800	192,400	256,200	278,800
	9	176,800	194,000	257,600	280,700
	10	177,900	195,800	259,100	282,300
	11	179,000	197,600	260,600	283,900
	12	180,100	199,500	262,100	285,500
	13	181,400	201,300	263,600	287,200
	14	182,900	203,100	265,600	288,800
	15	184,400	204,900	267,600	290,400
	16	185,900	206,600	269,600	292,000
	17	187,300	208,300	271,700	293,700
	18	189,000	209,900	273,300	295,300
	19	190,700	211,500	274,900	296,900
	20	192,400	213,100	276,500	298,500
	21	194,000	214,800	278,200	300,000
	22	195,800	216,400	279,800	301,600
	23	197,600	218,000	281,400	303,200
	24	199,500	219,600	283,000	304,800
	25	201,300	221,200	284,700	306,300
	26	203,100	222,800	286,200	307,900
	27	204,900	224,400	287,700	309,500
	28	206,600	226,000	289,200	311,100
	29	208,300	227,600	290,800	312,600
	30	209,900	229,200	292,100	314,200
	31	211,500	230,800	293,400	315,800
	32	213,100	232,400	294,700	317,400
	33	214,800	234,000	296,000	318,800
	34	216,400	235,600	297,300	320,300
	35	218,000	237,200	298,600	321,800
	36	219,600	238,800	299,900	323,300
	37	221,200	240,400	301,000	324,800
	38	222,800	241,800	302,300	326,300
	39	224,400	243,200	303,600	327,800
	40	226,000	244,600	304,900	329,300
	41	227,600	246,100	306,000	330,800
	42	229,200	247,500	307,300	332,300
	43	230,800	248,900	308,600	333,800
	44	232,400	250,300	309,900	335,300
	45	234,000	251,800	311,000	336,800
	46	235,600	253,200	312,300	338,300
	47	237,200	254,600	313,600	339,800
	48	238,800	256,000	314,900	341,300

	49	240,400	257,300	316,000	342,800
	50	241,300	258,700	317,300	344,200
	51	242,300	260,100	318,600	345,600
	52	243,200	261,500	319,900	347,000
	53	244,100	262,700	321,000	348,200
	54	245,000	264,100	322,200	349,400
	55	245,900	265,500	323,400	350,600
	56	246,800	266,900	324,600	351,800
	57	247,600	268,100	325,800	352,900
	58	248,400	269,500	326,900	353,700
	59	249,200	270,900	328,000	354,500
	60	249,900	272,300	329,100	355,300
	61	250,600	273,500	330,300	356,100
	62	251,400	274,800	331,200	356,900
	63	252,200	276,100	332,100	357,700
	64	252,900	277,400	333,000	358,500
	65	253,600	278,800	333,800	359,200
	66	254,000	280,100	334,500	359,800
	67	254,400	281,400	335,200	360,400
	68	254,800	282,700	335,900	361,000
	69	255,200	283,900	336,500	361,600
	70	255,500	285,200	337,100	362,200
	71	255,800	286,500	337,700	362,800
	72	256,100	287,800	338,300	363,400
定年	73	256,300	288,900	338,900	363,900
前再	74	256,600	290,100	339,500	364,500
任用	75	256,900	291,300	340,100	365,100
短時	76	257,200	292,500	340,700	365,700
間勤	77	257,300	293,800	341,200	366,200
務職	78		295,000	341,800	366,700
員以	79		296,200	342,400	367,200
外の	80		297,400	343,000	367,700
職員	81		298,700	343,400	368,300
	82		299,900	343,900	368,800
	83		301,100	344,400	369,300
	84		302,300	344,900	369,800
	85		303,600	345,400	370,300
	86		304,500	345,900	370,800
	87		305,400	346,400	371,300
	88		306,300	346,900	371,800
	89		307,000	347,300	372,200
	90		307,900	347,700	372,700
	91		308,800	348,100	373,200
	92		309,700	348,500	373,700
	93		310,400	349,000	374,000
	94		310,800	349,400	374,500
	95		311,200	349,800	375,000
	96		311,600	350,200	375,500
	97		312,000	350,600	375,800
	98		312,400	351,000	376,200
	99		312,800	351,400	376,600
	100		313,200	351,800	377,000
	101		313,600	352,200	377,400
	102		314,000	352,600	377,800
	103		314,400	353,000	378,200
	104		314,800	353,400	378,600

105		315,100	353,800	379,000
106		315,500	354,200	379,400
107		315,900	354,600	379,800
108		316,300	355,000	380,200
109		316,600	355,300	380,600
110		317,000	355,700	381,000
111		317,400	356,100	381,400
112		317,800	356,500	381,800
113		318,000	356,800	382,200
114		318,400	357,200	382,600
115		318,800	357,600	383,000
116		319,200	358,000	383,400
117		319,400	358,300	383,800
118			358,700	384,100
119			359,100	384,400
120			359,500	384,700
121			359,800	385,100
122			360,100	385,400
123			360,400	385,700
124			360,700	386,000
125			360,800	386,400
126			360,900	386,700
127			361,000	387,000
128			361,100	387,300
129			361,200	387,600
130			361,300	387,900
131			361,400	388,200
132			361,500	388,500
133			361,600	388,800
134			361,700	389,100
135			361,800	389,400
136			361,900	389,700
137			362,000	390,000
138			362,100	
139			362,200	
140			362,300	
141			362,400	
142			362,500	
143			362,600	
144			362,700	
145			362,800	
146			362,900	
147			363,000	
148			363,100	
149			363,200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	168,400	204,600	245,900	266,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	288,700	365,600	410,700	447,300	496,500
	2	291,600	367,900	412,700	449,800	498,900
	3	294,400	370,100	414,700	452,300	501,300
	4	297,200	372,300	416,700	454,800	503,600
	5	300,000	374,500	418,600	457,300	505,900
	6	302,900	377,000	420,700	459,800	508,200
	7	305,800	379,500	422,800	462,300	510,500
	8	308,700	381,900	424,800	464,700	512,800
	9	311,500	384,300	426,800	467,100	514,900
	10	314,500	386,400	429,200	469,400	517,200
	11	317,500	388,400	431,600	471,700	519,500
	12	320,500	390,400	434,000	474,000	521,800
	13	323,500	392,400	436,300	476,200	523,700
	14	325,800	394,300	438,500	478,500	526,000
	15	328,100	396,100	440,600	480,800	528,300
	16	330,400	397,900	442,700	483,000	530,600
	17	332,500	399,700	444,800	485,100	532,500
	18	334,600	401,500	446,800	487,200	534,700
	19	336,700	403,300	448,800	489,300	536,900
	20	338,800	405,000	450,800	491,300	539,100
	21	340,900	406,700	452,800	493,100	541,300
	22	342,900	408,400	454,800	495,200	543,500
	23	344,900	410,100	456,800	497,300	545,700
	24	346,900	411,800	458,700	499,300	547,900
	25	348,900	413,500	460,600	501,000	549,900
	26	350,900	415,300	462,600	503,100	552,000
	27	352,800	417,000	464,600	505,100	554,100
	28	354,700	418,700	466,500	507,100	556,200
	29	356,600	420,300	468,400	508,900	558,100
	30	358,600	422,000	469,900	510,700	559,800
	31	360,500	423,700	471,300	512,500	561,500
	32	362,400	425,400	472,700	514,300	563,200
	33	364,300	427,100	474,100	516,100	564,800
	34		428,800	475,600	517,800	566,400
	35		430,500	477,000	519,500	568,000
	36		432,200	478,400	521,200	569,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37		433,900	479,800	522,600	571,000
	38			481,200	524,100	572,300
	39			482,600	525,600	573,600
	40			484,000	527,000	574,900
	41			485,400	528,400	576,100
	42			486,800	529,600	577,100
	43			488,200	530,800	578,100
	44			489,600	532,000	579,100
	45			491,000	533,200	580,100
	46			492,400	534,400	581,100
	47			493,800	535,600	582,100
	48			495,200	536,700	583,100

49				496,600	537,700	584,100
50				498,000	538,700	585,000
51				499,400	539,700	585,900
52				500,800	540,700	586,800
53				502,000	541,700	587,700
54				502,800	542,700	588,600
55				503,600	543,700	589,500
56				504,400	544,700	590,400
57				505,200	545,700	591,300
58				506,000	546,700	592,200
59				506,800	547,700	593,100
60				507,500	548,700	594,000
61				508,200	549,700	594,900
62				509,000	550,700	595,800
63				509,800	551,700	596,700
64				510,600	552,700	597,600
65				511,200	553,600	598,500
66				512,000	554,500	599,400
67				512,800	555,400	600,300
68				513,500	556,300	601,200
69				514,100	557,100	602,100
70				514,800	557,900	603,000
71				515,500	558,700	603,900
72				516,200	559,500	604,800
73				517,000	560,400	605,700
74				517,700	561,200	606,600
75				518,400	562,000	607,500
76				519,100	562,800	608,400
77				519,800	563,700	609,300
78				520,500		
79				521,200		
80				521,900		
81				522,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	299,100	365,600	410,700	447,300	496,500	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400

	49	251,200	269,500	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000
	50	252,800	270,800	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700
	51	254,400	272,300	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400
	52	256,000	273,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100
	53	257,700	275,300	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700
	54	259,200	276,600	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400
	55	260,700	278,100	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100
	56	262,200	279,600	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800
	57	263,700	281,100	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400
	58	265,100	282,400	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100
	59	266,500	283,900	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800
	60	267,900	285,400	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500
	61	269,500	286,900	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100
	62	270,800	288,100	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700
	63	272,300	289,500	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300
	64	273,800	290,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900
	65	275,300	292,300	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400
	66	276,600	293,700	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000
	67	278,100	295,100	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600
	68	279,600	296,500	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200
	69	281,100	297,700	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700
	70	282,400	298,900	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300
	71	283,900	300,300	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900
	72	285,400	301,700	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500
定年	73	286,900	303,100	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000
前再	74	288,100	304,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600
任用	75	289,500	305,700	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200
短時	76	290,900	307,100	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800
間勤	77	292,300	308,500	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300
務職	78		309,700	359,500	386,000	423,800	454,600	
員以	79		311,100	360,100	386,500	424,400	455,100	
外の	80		312,500	360,700	387,000	425,000	455,600	
職員	81		313,900	361,300	387,500	425,400	456,200	
	82		315,100	361,800	388,000	425,900	456,700	
	83		316,300	362,400	388,500	426,400	457,200	
	84		317,500	363,000	389,000	426,900	457,700	
	85		318,700	363,400	389,500	427,400	458,300	
	86		319,900	363,900	390,000	427,900		
	87		321,100	364,400	390,500	428,400		
	88		322,300	364,900	391,000	428,900		
	89		323,300	365,400	391,500	429,400		
	90		324,300	365,900	392,000	429,900		
	91		325,300	366,400	392,500	430,400		
	92		326,300	366,900	393,000	430,900		
	93		327,100	367,200	393,400	431,400		
	94		327,800	367,600	393,900	431,900		
	95		328,500	368,100	394,400	432,400		
	96		329,200	368,600	394,900	432,900		
	97		329,700	368,900	395,300	433,400		
	98		330,300	369,300	395,700	433,900		
	99		330,900	369,700	396,100	434,400		
	100		331,500	370,100	396,500	434,900		
	101		332,100	370,600	397,000	435,400		
	102		332,500	371,000	397,400	435,900		
	103		332,900	371,400	397,800	436,400		
	104		333,300	371,800	398,200	436,900		

	105		333,700	372,300	398,700	437,300		
	106		334,000	372,700	399,100			
	107		334,300	373,100	399,500			
	108		334,600	373,500	399,900			
	109		334,800	373,900	400,400			
	110		335,100	374,300	400,800			
	111		335,400	374,700	401,200			
	112		335,700	375,100	401,600			
	113		335,900	375,500	402,100			
	114		336,200	375,900	402,500			
	115		336,500	376,300	402,900			
	116		336,800	376,700	403,300			
	117		337,000	377,100	403,800			
	118			377,500	404,100			
	119			377,900	404,400			
	120			378,300	404,700			
	121			378,700	405,100			
	122			379,000	405,400			
	123			379,300	405,700			
	124			379,600	406,000			
	125			379,700	406,400			
	126			379,800	406,700			
	127			379,900	407,000			
	128			380,000	407,300			
	129			380,200	407,700			
	130			380,300	408,000			
	131			380,400	408,300			
	132			380,500	408,600			
	133			380,600	409,000			
	134			380,700	409,300			
	135			380,800	409,600			
	136			380,900	409,900			
	137			381,000	410,300			
	138			381,100				
	139			381,200				
	140			381,300				
	141			381,400				
	142			381,500				
	143			381,600				
	144			381,700				
	145			381,800				
	146			381,900				
	147			382,000				
	148			382,100				
	149			382,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

別表第4の2(第3条関係)

大学教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,500	293,900	323,400	365,300
	2	247,500	296,300	326,200	367,800
	3	249,400	298,700	328,900	370,300
	4	251,300	301,100	331,600	372,800
	5	253,000	303,400	334,300	374,800
	6	255,000	305,700	337,000	377,200
	7	256,900	308,000	339,700	379,600
	8	258,800	310,200	342,400	381,900
	9	260,600	312,400	345,100	384,000
	10	262,600	314,500	347,400	386,400
	11	264,600	316,600	349,700	388,700
	12	266,700	318,600	352,000	391,000
	13	268,400	320,600	354,300	393,200
	14	270,500	322,700	356,800	395,600
	15	272,600	324,800	359,300	397,900
	16	274,600	326,800	361,800	400,200
	17	276,400	328,800	363,400	402,400
	18	278,600	330,800	365,100	404,700
	19	280,700	332,800	366,800	407,000
	20	282,800	334,700	368,400	409,300
	21	284,900	336,600	370,000	411,600
	22	287,100	338,300	371,600	414,000
	23	289,300	340,000	373,200	416,300
	24	291,400	341,700	374,800	418,600
	25	293,500	343,300	376,400	420,800
	26	295,900	345,000	378,000	423,100
	27	298,300	346,600	379,600	425,400
	28	300,600	348,200	381,200	427,700
	29	302,500	349,800	382,800	429,900
	30	304,600	351,300	384,400	432,200
	31	306,600	352,800	386,000	434,500
	32	308,600	354,300	387,600	436,800
	33	310,400	355,700	389,200	439,000
	34	312,300	357,200	390,900	441,300
	35	314,200	358,700	392,600	443,600
	36	316,100	360,100	394,300	445,900
	37	317,800	361,500	395,600	448,100
	38	319,300	363,000	397,200	450,400
	39	320,800	364,500	398,800	452,700
	40	322,300	366,000	400,400	455,000
	41	323,600	367,300	402,000	457,200
	42	324,600	368,800	403,500	459,600
	43	325,600	370,300	405,100	462,000
	44	326,600	371,800	406,700	464,400
	45	327,600	373,100	407,900	466,300
	46	328,600	374,600	409,300	468,700
	47	329,600	376,100	410,700	471,100
	48	330,500	377,600	412,100	473,400

	49	331,400	378,900	413,600	475,200
	50	332,000	380,400	415,000	477,300
	51	332,600	381,900	416,400	479,400
	52	333,200	383,400	417,800	481,500
	53	333,800	384,700	419,000	483,500
	54	334,400	386,100	420,200	485,400
	55	335,000	387,400	421,400	487,300
	56	335,600	388,700	422,600	489,200
	57	336,200	390,000	423,700	490,900
	58	336,800	391,400	424,900	492,700
	59	337,400	392,800	426,100	494,500
	60	338,000	394,200	427,300	496,300
	61	338,600	395,300	428,100	497,900
	62	339,200	396,500	429,200	499,600
	63	339,800	397,700	430,300	501,300
	64	340,400	398,900	431,400	503,000
	65	341,000	400,000	432,200	504,800
	66	341,600	401,200	433,100	506,300
	67	342,200	402,400	434,000	507,800
	68	342,800	403,600	434,900	509,300
	69	343,400	404,400	435,700	510,900
	70	344,000	405,400	436,500	512,300
	71	344,600	406,400	437,300	513,700
	72	345,200	407,400	438,100	515,100
定年					
前再	73	345,700	408,500	438,800	516,300
任用	74	346,300	409,400	439,400	517,400
短時	75	346,900	410,300	440,000	518,500
間勤	76	347,500	411,200	440,600	519,600
務職	77	348,000	412,000	441,300	520,600
員以	78	348,600	412,800	441,900	521,600
外の	79	349,200	413,600	442,500	522,600
職員	80	349,800	414,400	443,100	523,600
	81	350,300	414,800	443,800	524,600
	82	350,900	415,400	444,400	525,400
	83	351,500	416,000	445,000	526,200
	84	352,100	416,600	445,600	527,000
	85	352,600	417,200	446,300	527,600
	86	353,200	417,800	446,900	528,400
	87	353,700	418,400	447,500	529,200
	88	354,200	419,000	448,100	530,000
	89	354,700	419,300	448,600	530,600
	90	355,200	419,800	449,200	531,400
	91	355,700	420,300	449,800	532,200
	92	356,200	420,800	450,400	533,000
	93	356,700	421,300	450,900	533,600
	94	357,200	421,800	451,500	534,400
	95	357,700	422,300	452,100	535,200
	96	358,200	422,800	452,700	536,000
	97	358,700	423,200	453,200	536,600
	98	359,300	423,700	453,800	537,300
	99	359,900	424,200	454,400	538,000
	100	360,400	424,600	455,000	538,700
	101	360,700	425,000	455,400	539,400
	102	361,200	425,500	455,900	540,100
	103	361,700	426,000	456,400	540,800
	104	362,200	426,400	456,900	541,500

105	362,600	426,800	457,300	542,200
106	363,100	427,300	457,800	542,900
107	363,600	427,800	458,300	543,600
108	364,100	428,200	458,800	544,300
109	364,500	428,600	459,200	545,000
110	365,000	429,100		
111	365,500	429,600		
112	366,000	430,000		
113	366,400	430,400		
114	366,900			
115	367,400			
116	367,800			
117	368,200			
118	368,700			
119	369,200			
120	369,600			
121	370,000			
122	370,300			
123	370,600			
124	370,900			
125	371,200			
126	371,500			
127	371,800			
128	372,100			
129	372,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	277,200	293,900	323,400	384,300

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,000	219,700	311,100	342,400	414,000
	2	189,300	221,600	313,300	344,500	415,900
	3	190,600	223,500	315,500	346,600	417,700
	4	191,900	225,400	317,700	348,600	419,500
	5	193,300	227,300	319,900	350,600	421,300
	6	194,800	229,200	322,300	352,700	423,300
	7	196,300	231,100	324,700	354,800	425,200
	8	197,800	232,900	327,000	356,800	427,100
	9	199,400	234,900	329,100	358,600	428,700
	10	200,900	236,900	331,100	360,500	430,700
	11	202,400	239,000	333,100	362,300	432,600
	12	203,900	241,000	335,000	364,100	434,500
	13	205,500	242,500	337,200	365,900	436,400
	14	207,200	244,500	339,300	367,700	438,300
	15	208,900	246,500	341,300	369,500	440,200
	16	210,600	248,500	343,300	371,200	442,100
	17	212,300	250,100	345,300	372,900	443,900
	18	214,100	251,800	347,200	374,700	445,800
	19	215,900	253,800	349,100	376,500	447,700
	20	217,800	255,700	351,000	378,200	449,500
	21	219,700	257,700	352,900	379,900	451,200
	22	221,600	260,300	354,700	381,400	453,000
	23	223,500	262,900	356,500	383,100	454,800
	24	225,400	265,200	358,200	384,900	456,600
	25	227,300	268,000	359,900	386,700	458,300
	26	229,200	270,600	361,700	388,300	460,000
	27	231,100	273,200	363,500	389,800	461,700
	28	233,000	275,800	365,200	391,300	463,400
	29	234,900	278,000	366,900	392,800	464,900
	30	236,800	280,600	368,500	394,400	466,400
	31	238,700	283,200	370,100	395,900	467,900
	32	240,400	285,800	371,700	397,400	469,400
	33	242,400	288,000	373,400	398,900	470,800
	34	244,000	290,400	375,200	400,500	472,000
	35	245,600	292,800	376,800	402,000	473,200
	36	247,200	295,000	378,400	403,500	474,400
	37	248,700	296,900	379,900	405,000	475,500
	38	250,300	299,200	381,400	406,500	476,600
	39	251,900	301,500	382,900	408,000	477,700
	40	253,600	303,700	384,400	409,500	478,800
	41	255,000	305,200	385,900	411,000	479,700
	42	256,700	307,400	387,400	412,600	480,400
	43	258,200	309,600	388,800	414,100	481,100
	44	259,700	311,800	390,200	415,600	481,800
	45	261,300	313,500	391,700	417,000	482,600
	46	262,900	315,700	393,200	418,500	483,300
	47	264,500	317,900	394,600	420,000	484,000
	48	266,000	319,900	396,000	421,500	484,700

	49	267,400	321,600	397,400	423,000	485,200
	50	268,900	323,900	398,800	424,600	485,800
	51	270,400	326,200	400,200	426,100	486,400
	52	271,900	328,000	401,500	427,600	487,000
	53	273,400	329,700	402,800	429,000	487,700
	54	274,900	331,800	404,200	430,600	488,300
	55	276,400	333,900	405,600	432,200	488,900
	56	277,900	336,000	407,000	433,700	489,500
	57	279,400	337,800	408,100	435,000	490,100
	58	281,000	339,700	409,400	436,600	
	59	282,600	341,600	410,700	438,200	
	60	284,200	343,500	412,000	439,700	
	61	285,400	345,400	413,200	441,000	
	62	286,900	347,300	414,400	442,600	
	63	288,400	349,200	415,600	444,200	
	64	289,900	351,000	416,900	445,700	
	65	291,400	352,400	418,100	447,000	
	66	293,100	354,300	419,400	448,400	
	67	294,300	356,200	420,600	449,800	
	68	295,700	358,100	421,800	451,200	
	69	297,100	359,400	423,000	452,600	
	70	297,900	361,100	424,300	453,700	
	71	298,800	362,800	425,600	454,800	
	72	299,600	364,500	426,900	455,900	
定年	73	300,400	365,900	427,800	457,100	
前再	74	301,200	367,600	429,000	458,100	
任用	75	302,100	369,300	430,200	459,100	
短時	76	303,000	371,000	431,400	460,100	
間勤	77	303,700	372,400	432,500	461,100	
務職	78	304,600	374,000	433,700	461,800	
員以	79	305,500	375,600	434,900	462,500	
外の	80	306,200	377,200	436,000	463,200	
職員	81	307,000	378,400	437,000	463,800	
	82	307,700	379,900	438,100	464,400	
	83	308,600	381,400	439,200	465,000	
	84	309,400	382,900	440,300	465,600	
	85	310,300	384,200	441,400	466,100	
	86	311,100	385,500	442,400		
	87	311,900	386,800	443,400		
	88	312,700	388,100	444,400		
	89	313,600	389,800	445,100		
	90	314,400	391,100	445,800		
	91	315,100	392,400	446,500		
	92	315,800	393,700	447,200		
	93	316,500	395,200	447,700		
	94	317,300	396,600	448,300		
	95	318,000	398,000	448,900		
	96	318,700	399,200	449,500		
	97	319,300	400,000	449,800		
	98	320,000	401,200	450,200		
	99	320,700	402,400	450,600		
	100	321,400	403,600	451,000		
	101	321,800	404,400	451,400		
	102	322,300	405,400	451,800		
	103	322,800	406,400	452,200		
	104	323,400	407,400	452,600		

105	323,900	408,200	452,900
106	324,400	409,200	453,300
107	324,900	410,200	453,700
108	325,400	411,200	454,100
109	325,900	412,000	454,300
110	326,300	412,900	
111	326,700	413,600	
112	327,000	414,300	
113	327,300	415,000	
114	327,700	415,800	
115	328,100	416,600	
116	328,400	417,300	
117	328,700	418,000	
118	329,100	418,800	
119	329,500	419,600	
120	329,800	420,400	
121	330,100	421,000	
122	330,500	421,800	
123	330,900	422,600	
124	331,300	423,400	
125	331,500	423,900	
126	331,800	424,600	
127	332,100	425,300	
128	332,400	426,000	
129	332,800	426,500	
130		427,100	
131		427,700	
132		428,300	
133		429,000	
134		429,500	
135		430,000	
136		430,500	
137		431,100	
138		431,500	
139		431,900	
140		432,300	
141		432,700	
142		433,100	
143		433,500	
144		433,900	
145		434,100	
146		434,400	
147		434,700	
148		435,000	
149		435,200	
150		435,500	
151		435,800	
152		436,100	
153		436,300	
154		436,600	
155		436,900	
156		437,200	
157		437,400	
158		437,700	
159		438,000	
160		438,300	

	161		438,500			
	162		438,800			
	163		439,100			
	164		439,300			
	165		439,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		231,500	274,900	311,100	342,400	414,000

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

別表第5の2(第3条関係)

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	192,800	208,400	276,000	305,700	404,500
	2	194,300	210,300	278,100	307,600	405,900
	3	195,800	212,200	280,200	309,500	407,300
	4	197,300	214,100	282,300	311,400	408,700
	5	198,900	216,000	284,000	313,200	409,800
	6	200,600	218,100	286,000	315,100	411,300
	7	202,300	220,200	288,000	317,000	412,800
	8	204,000	222,300	290,000	318,900	414,300
	9	205,700	224,400	291,800	320,700	415,500
	10	207,600	226,900	293,600	322,800	416,900
	11	209,500	229,400	295,400	324,900	418,200
	12	211,400	231,900	297,200	326,900	419,400
	13	213,300	234,000	298,800	328,700	420,700
	14	215,400	235,500	300,400	330,600	422,100
	15	217,500	237,000	302,000	332,500	423,400
	16	219,600	238,500	303,600	334,400	424,800
	17	221,700	240,500	305,700	336,300	425,900
	18	224,100	242,000	307,500	338,200	427,200
	19	226,500	243,500	309,300	340,100	428,300
	20	228,900	244,800	311,300	342,000	429,600
	21	231,200	246,100	312,600	343,900	430,800
	22	232,900	247,600	314,400	345,800	431,800
	23	234,600	249,100	316,200	347,700	433,100
	24	236,300	250,600	317,900	349,700	434,400
	25	238,000	252,100	319,500	351,500	435,700
	26	239,500	253,600	321,300	353,200	436,800
	27	241,000	255,100	323,100	354,900	437,800
	28	242,400	256,600	324,800	356,600	438,900
	29	243,500	258,200	326,400	358,300	440,200
	30	244,800	259,800	328,200	359,900	441,200
	31	246,100	261,500	330,000	361,500	442,400
	32	247,300	263,300	331,700	363,100	443,500
	33	248,500	265,400	333,300	364,700	444,700
	34	249,800	267,200	335,100	366,300	445,500
	35	251,100	268,900	336,800	367,900	446,300
	36	252,400	270,900	338,500	369,500	447,000
	37	253,500	272,600	340,200	371,100	447,900
	38	254,800	274,500	342,000	372,400	448,600
	39	256,100	276,200	343,700	373,700	449,300
	40	257,400	277,900	345,400	374,900	450,100
	41	258,500	279,800	347,100	376,100	451,100
	42	259,600	281,800	348,800	377,300	451,800
	43	260,700	283,500	350,500	378,500	452,600
	44	261,800	285,400	352,200	379,700	453,400
	45	262,800	287,000	353,800	380,900	454,200
	46	263,900	288,400	355,400	382,100	454,900
	47	265,000	289,800	357,000	383,300	455,700
	48	266,000	291,200	358,600	384,400	456,400

	49	267,000	292,900	360,200	385,500	457,300
	50	268,100	294,700	361,700	386,700	458,000
	51	269,200	296,400	363,100	387,900	458,800
	52	270,200	298,100	364,500	389,000	459,600
	53	271,200	299,800	365,900	390,000	460,400
	54	272,300	301,400	367,400	391,200	461,200
	55	273,400	303,000	368,800	392,400	462,000
	56	274,400	304,600	370,200	393,600	462,700
	57	275,400	306,700	370,900	394,500	463,500
	58	276,500	308,300	372,100	395,700	
	59	277,600	310,000	373,300	396,800	
	60	278,600	311,800	374,500	397,900	
	61	279,600	313,600	375,800	399,000	
	62	280,600	315,300	377,000	400,200	
	63	281,500	317,000	378,200	401,300	
	64	282,400	318,900	379,500	402,400	
	65	283,300	320,500	380,700	403,500	
	66	284,300	322,100	381,900	404,600	
	67	285,200	323,700	383,100	405,700	
	68	286,100	325,500	384,400	406,800	
	69	287,000	327,400	385,600	407,800	
	70	288,000	329,000	386,800	408,800	
	71	288,900	330,600	388,000	409,800	
	72	289,800	332,400	389,200	410,700	
定年	73	290,700	334,300	390,300	411,700	
前再	74	291,700	335,900	391,300	412,400	
任用	75	292,600	337,500	392,300	413,100	
短時	76	293,500	339,400	393,300	413,800	
間勤	77	294,400	341,200	394,100	414,500	
務職	78	295,600	342,900	394,900	415,100	
員以	79	296,700	344,600	395,800	415,800	
外の	80	297,400	346,300	396,600	416,500	
職員	81	298,100	347,900	397,400	417,300	
	82	299,100	349,600	398,100	418,000	
	83	300,000	351,300	399,000	418,700	
	84	300,900	353,000	399,800	419,300	
	85	301,800	354,300	400,600	419,900	
	86	302,800	355,700	401,400	420,400	
	87	303,700	357,100	402,200	421,000	
	88	304,600	358,500	403,000	421,700	
	89	305,500	360,000	403,600	422,400	
	90	306,500	361,200	404,300	423,000	
	91	307,400	362,400	405,000	423,600	
	92	308,300	363,700	405,700	424,100	
	93	309,200	365,300	406,300	424,600	
	94	310,100	366,500	407,000	425,100	
	95	310,900	367,700	407,700	425,700	
	96	311,700	368,900	408,400	426,300	
	97	312,500	369,900	409,000	426,800	
	98	313,400	370,800	409,700	427,200	
	99	314,200	371,800	410,400	427,700	
	100	315,000	372,800	411,100	428,300	
	101	315,800	373,600	411,700	428,800	
	102	316,600	374,600	412,400	429,200	
	103	317,400	375,600	413,100	429,800	
	104	318,200	376,600	413,800	430,400	

105	319,000	377,300	414,400	430,800
106	319,400	378,200	415,100	431,200
107	319,800	379,100	415,700	431,700
108	320,200	380,000	416,300	432,300
109	320,500	380,800	416,900	432,800
110	320,800	381,700	417,400	433,300
111	321,100	382,700	417,900	433,800
112	321,400	383,700	418,400	434,300
113	321,900	384,300	418,900	434,800
114	322,200	385,100	419,300	435,300
115	322,500	386,000	419,800	435,800
116	322,800	386,900	420,300	436,300
117	323,100	387,700	420,900	436,800
118	323,400	388,400	421,400	437,200
119	323,700	389,100	421,900	437,800
120	324,000	389,900	422,400	438,400
121	324,300	390,500	422,900	438,800
122	324,600	391,300	423,400	
123	324,900	392,000	423,900	
124	325,200	392,700	424,400	
125	325,400	393,200	424,900	
126	325,700	393,900	425,400	
127	326,000	394,400	425,900	
128	326,200	395,000	426,400	
129	326,400	395,700	426,900	
130	326,600	396,300	427,400	
131	326,900	396,800	427,800	
132	327,200	397,300	428,300	
133	327,400	397,600	428,800	
134	327,600	397,900	429,200	
135	327,800	398,500	429,600	
136	328,100	399,100	430,100	
137	328,400	399,500	430,700	
138	328,600	399,900		
139	328,900	400,400		
140	329,200	401,000		
141	329,400	401,400		
142	329,600	401,800		
143	329,900	402,200		
144	330,100	402,800		
145	330,300	403,300		
146	330,400	403,700		
147	330,700	404,100		
148	330,900	404,700		
149	331,100	405,200		
150	331,200	405,600		
151	331,500	406,000		
152	331,700	406,500		
153	331,900	407,100		
154	332,100	407,500		
155	332,400	408,000		
156	332,600	408,500		
157	332,700	409,000		
158	332,900	409,400		
159	333,200	409,800		
160	333,400	410,300		

161	333,500	410,900			
162	333,800	411,200			
163	334,000	411,800			
164	334,200	412,300			
165	334,300	412,800			
166		413,200			
167		413,700			
168		414,200			
169		414,700			
170		415,100			
171		415,600			
172		416,100			
173		416,600			
174		417,000			
175		417,500			
176		418,000			
177		418,500			
178		418,900			
179		419,400			
180		419,900			
181		420,400			
182		420,900			
183		421,500			
184		421,900			
185		422,300			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	234,100	270,400	295,400	322,800	404,500

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,700	231,100	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500	416,500
	2	190,400	232,800	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100	419,600
	3	192,100	234,500	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700	422,700
	4	193,800	236,200	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300	425,800
	5	195,600	237,800	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900	428,900
	6	197,400	239,500	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500	432,000
	7	199,200	241,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100	435,100
	8	201,000	242,900	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700	438,200
	9	202,700	244,500	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400	441,300
	10	204,600	246,200	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200	444,400
	11	206,500	247,900	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000	447,500
	12	208,400	249,600	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800	450,600
	13	210,400	251,200	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500	453,800
	14	212,200	252,900	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200	457,000
	15	214,000	254,600	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900	460,200
	16	215,800	256,200	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600	463,400
	17	217,700	257,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100	466,400
	18	219,400	259,300	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800	469,500
	19	221,100	260,900	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500	472,600
	20	222,800	262,500	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200	475,700
	21	224,400	264,000	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700	478,900
	22	226,100	265,600	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300	482,000
	23	227,800	267,200	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900	485,100
	24	229,500	268,800	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500	488,200
	25	231,100	270,300	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900	491,300
	26	232,700	271,800	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400	494,200
	27	234,400	273,300	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900	497,100
	28	236,100	275,000	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400	500,000
	29	237,800	276,600	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700	503,000
	30	239,400	278,300	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900	504,800
	31	241,100	280,000	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100	506,600
	32	242,800	281,500	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300	508,400
	33	244,500	282,900	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300	510,000
	34	246,100	284,500	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900	511,200
	35	247,800	286,000	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500	512,400
	36	249,500	287,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100	513,600
	37	251,200	289,000	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600	514,600
	38	252,800	290,500	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400	515,700
	39	254,400	292,000	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200	516,800
	40	256,000	293,500	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000	517,900
	41	257,700	294,900	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600	519,100
	42	259,200	296,300	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300	519,900
	43	260,700	297,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000	520,700
	44	262,200	299,000	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700	521,500
	45	263,700	300,300	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300	522,300
	46	265,100	301,700	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000	523,100
	47	266,500	303,100	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700	523,900
	48	267,900	304,400	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400	524,700

	49	269,500	305,700	333,600	360,500	406,300	438,300	476,000	525,500
	50	270,800	307,100	334,800	362,000	407,000	438,900	476,700	526,300
	51	272,300	308,500	336,100	363,500	407,700	439,500	477,400	527,100
	52	273,800	309,800	337,400	365,000	408,400	440,100	478,100	527,900
	53	275,300	311,100	338,700	366,400	409,200	440,800	478,700	528,700
	54	276,600	312,500	339,900	367,700	409,800	441,400	479,400	529,300
	55	278,100	313,900	341,200	369,000	410,400	442,000	480,100	529,900
	56	279,600	315,200	342,500	370,300	411,000	442,600	480,800	530,500
	57	281,100	316,500	343,800	371,500	411,700	443,100	481,400	531,200
	58	282,400	317,900	344,800	372,400	412,300	443,700	482,100	531,800
	59	283,900	319,200	345,800	373,300	412,900	444,300	482,800	532,400
	60	285,400	320,500	346,800	374,200	413,500	444,900	483,500	533,000
	61	286,900	321,800	347,900	375,000	414,200	445,400	484,100	533,700
	62	288,100	323,200	348,600	375,800	414,800	446,000	484,700	534,300
	63	289,500	324,600	349,500	376,600	415,400	446,600	485,300	534,900
	64	290,900	325,900	350,400	377,400	416,000	447,200	485,900	535,500
	65	292,300	327,100	351,300	378,300	416,600	447,700	486,400	536,200
	66	293,700	328,400	351,800	378,900	417,200	448,300	487,000	536,800
	67	295,100	329,800	352,500	379,500	417,800	448,900	487,600	537,400
	68	296,500	331,100	353,200	380,100	418,400	449,500	488,200	538,000
	69	297,700	332,100	353,900	380,800	418,800	449,900	488,700	538,700
	70	298,900	332,800	354,400	381,400	419,400	450,400	489,300	539,300
	71	300,300	333,500	355,100	382,000	420,000	450,900	489,900	539,900
	72	301,700	334,100	355,800	382,600	420,600	451,400	490,500	540,500
定年	73	303,100	334,700	356,500	383,200	421,000	452,000	491,000	541,200
前再	74	304,300	335,300	357,100	383,800	421,600	452,500	491,600	
任用	75	305,700	335,900	357,700	384,400	422,200	453,000	492,200	
短時	76	307,100	336,400	358,400	385,000	422,800	453,500	492,800	
間勤	77	308,500	336,900	358,900	385,500	423,200	454,100	493,300	
務職	78	309,700	337,500	359,500	386,000	423,800	454,600		
員以	79	311,100	338,100	360,100	386,500	424,400	455,100		
外の	80	312,500	338,600	360,700	387,000	425,000	455,600		
職員	81	313,900	339,100	361,300	387,500	425,400	456,200		
	82	315,100	339,700	361,800	388,000	425,900	456,700		
	83	316,300	340,300	362,400	388,500	426,400	457,200		
	84	317,500	340,800	363,000	389,000	426,900	457,700		
	85	318,700	341,300	363,400	389,500	427,400	458,300		
	86	319,900	341,900	363,900	390,000	427,900			
	87	321,100	342,500	364,400	390,500	428,400			
	88	322,300	343,000	364,900	391,000	428,900			
	89	323,300	343,500	365,400	391,500	429,400			
	90	324,300	344,000	365,900	392,000	429,900			
	91	325,300	344,500	366,400	392,500	430,400			
	92	326,300	345,000	366,900	393,000	430,900			
	93	327,100	345,500	367,200	393,400	431,400			
	94	327,800	346,000	367,600	393,900	431,900			
	95	328,500	346,500	368,100	394,400	432,400			
	96	329,200	347,000	368,600	394,900	432,900			
	97	329,700	347,500	368,900	395,300	433,400			
	98	330,300	348,100	369,300	395,700	433,900			
	99	330,900	348,600	369,700	396,100	434,400			
	100	331,500	349,100	370,100	396,500	434,900			
	101	332,100	349,500	370,600	397,000	435,400			
	102	332,500	350,000	371,000	397,400	435,900			
	103	332,900	350,500	371,400	397,800	436,400			
	104	333,300	351,000	371,800	398,200	436,900			

105	333,700	351,400	372,300	398,700	437,300				
106	334,000	351,900	372,700	399,100					
107	334,300	352,400	373,100	399,500					
108	334,600	352,900	373,500	399,900					
109	334,800	353,300	373,900	400,400					
110	335,100	353,800	374,300	400,800					
111	335,400	354,300	374,700	401,200					
112	335,700	354,800	375,100	401,600					
113	335,900	355,200	375,500	402,100					
114	336,200		375,900	402,500					
115	336,500		376,300	402,900					
116	336,800		376,700	403,300					
117	337,000		377,100	403,800					
118	337,300		377,500	404,100					
119	337,600		377,900	404,400					
120	337,900		378,300	404,700					
121	338,100		378,700	405,100					
122	338,400		379,000	405,400					
123	338,700		379,300	405,700					
124	339,000		379,600	406,000					
125	339,200		379,700	406,400					
126			379,800	406,700					
127			379,900	407,000					
128			380,000	407,300					
129			380,200	407,700					
130			380,300	408,000					
131			380,400	408,300					
132			380,500	408,600					
133			380,600	409,000					
134			380,700	409,300					
135			380,800	409,600					
136			380,900	409,900					
137			381,000	410,300					
138			381,100						
139			381,200						
140			381,300						
141			381,400						
142			381,500						
143			381,600						
144			381,700						
145			381,800						
146			381,900						
147			382,000						
148			382,100						
149			382,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	213,800	231,100	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、同条第3項第2号中「額」の次に「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加える。

第14条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第15条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第16条の7中「、第5条の2」を「及び第5条の2」に改め、「、第7条及び第16条の5」を削る。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「、第5条の2」を「及び第5条の2」に改め、「、第7条及び第16条の5」を削る。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第5条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第15条」を削り、同条第2項中「第2条、第13条の3第1項、第14条第2項」を「第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項、第15条第2

項」に、「及び第19条の2」を「並びに第19条の2」に改め、「、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」とを削り、「第13条の3第1項中」を「第13条の3第1項及び第2項中」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第15条第2項中「100分の105(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の50)」とあるのは「100分の87.5」に改め、「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、を削る。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第7条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第13条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び第19条の2」を「並びに第19条の2」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第8条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第9条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改

正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第11条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第13条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。
第9条の3中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加える。

第11条の2を削る。

第11条の3を第11条の2とし、第11条の4を第11条の3とする。

第14条の5中「、第4条、第4条の3及び第11条の4」を「及び第4条」に改める。

第14条の6中「第11条の4」を「第11条の3」に改める。

第14条の7中「、第9条の2及び第11条」を「及び第9条の2」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第16条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第17条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第18条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第14条、第16条及び第18条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第14条第2項及び第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第4条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第6条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例又は第6条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

4 第2条の規定による改正後の給与条例第13条の3の規定は、第2条の規定の施行の日以後に開始した勤務

に係る管理職員特別勤務手当に適用し、同日前に開始した勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第69号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第77号

川崎市事業所事務分掌規則及び川崎市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 土橋保育園 」

を

「 土橋保育園 」

多摩区保育・子育て総合支援センター

土淵保育園 」

に改める。

第3条の表保育・子育て総合支援センターの項第5号

中「こと」の次に「(多摩区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を加える。

別表第1中

「

川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター

」

を

「

川崎市宮前区保育・子育て総合支援センター
川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター

」

に、

「

川崎市菅保育園
川崎市土淵保育園

」

を

「

川崎市菅保育園

」

に改める。

第2条 川崎市事業所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第3条の表保育・子育て総合支援センターの項第5号中「(多摩区保育・子育て総合支援センターを除く。)」を削る。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第3条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

宮前区保育・子育て総合支援センター

」

を

「

宮前区保育・子育て総合支援センター

多摩区保育・子育て総合支援センター

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年12月2日から施行する。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第78号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例(令和6年川崎市条例第62号)の施行期日は、令和6年11月25日とする。ただし、同条例第2条の規定の施行期日は、同年12月2日とする。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第79号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則(令和元年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第5号に規定する事業	120名
----------------------	-----------------	------

第2条 川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第5号に規定する事業	120名
----------------------	-----------------	------

」

を

「

川崎市多摩区保育・子育て総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	120名

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年12月2日から施行する。

(川崎市保育園条例施行規則の一部改正)

2 川崎市保育園条例施行規則(昭和62年川崎市規則第

43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市菅保育園	95名
川崎市土淵保育園	120名

」

を

「

川崎市菅保育園	95名
---------	-----

」

に改める。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月25日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第80号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第45号様式から第47号様式までを次のように改める。

第45号様式

施術券及び施術報酬請求明細書(柔道整復)

印

生活保護法 施術券	分	地区担当員	取扱担当者	この券の有効期間																												
	交付番号	日から 日まで																														
	患者氏名 (氏名)	生年月日	居住地																													
	指定施術者名	傷病名(部位)																														
施術報酬 請求 明細書	負傷名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	継続月数	転帰																								
	1			治癒・中止・転医																								
	2			治癒・中止・転医																								
	3			治癒・中止・転医																								
	4			治癒・中止・転医																								
	5			治癒・中止・転医																								
	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による																															
	経過							請求区分	新規・継続																							
	施術日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	初検料	円		初検時相談 支援料		円		往療料		km 回		円		金属副子等 加算		回		円		施術情報 提供料		円		明細書発行 体制加算		円		計		円		
加算(休日・深夜・時間外)	円		再検料		円		加算(夜間・難路・ 暴風雨雪)		円		柔道整復 運動後療料		回		円		計		円		円		計		円		円					
整復料・固定料・施療料	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		計		円		円		計		円		円		計		円		円					
部位	通減 %	通減開始 月	後療料 円	回	冷電法料 円	回	温電法料 円	回	電療料 円	回	計	円	多 部位	計	円	長期	回数	計	円													
(1)	100	—																														
(2)	100	—																														
(3)	60	—											0.6																			
(4)	60	—											0.6																			
摘要													合計			円																
												※ 社保負担 (健・共)	有	無(割)	円																	
												※ 本人支払額			円																	
金属副子等 加算日		1回目	日	2回目	日	3回目	日	差引請求(支払)金額				円																				
柔道整復運動 後療料加算日		日	日	日	日	日	※ 決定金額				円																					
明細書発行体制加算		加算日	日								円																					
施術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。											所在地〒																				
	年 月 日											施術所																				
												名称																				
												電話																				
											指定施術者 氏名																					

備考 ※は福祉事務所使用欄

第 4 6 号 様 式

施 術 券 及 び 施 術 報 酬 請 求 明 細 書 (あ ん 摩 ・ マ ッ サ ー ジ)

印

生活 保 護 法 施 術 券	交付番号		この券の有効期間		日から 日まで																											
	患者氏名 (歳)		居住地																													
	指定施術者名		傷病名 (部位)																													
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年	月	日	実日数	日	転	帰	治癒・中止																							
	①マッサージ (施術料)	同意部位 (軀幹)	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
		施術回数	回	回	回	回																										
		通所	円×	回=	円																											
		訪問施術料 1	円×	回=	円																											
		訪問施術料 2	円×	回=	円																											
	②温罨法 (加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
		施術回数	回	回	回	回																										
	③温罨法・電気光線器具 (加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
		施術回数	回	回	回	回																										
	④変形徒手矯正術 (加算) ※温罨法との併施は不可	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
		施術回数	回	回	回	回																										
	⑤特別地域 (加算)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
	施術回数	回	回	回	回																											
	⑥往療料	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																									
施術回数	回	回	回	回																												
⑦施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)	同意部位	(右上肢)	(左上肢)	(右下肢)	(左下肢)	摘 要																										
施術回数	回	回	回	回																												
施術日	訪問 1 ①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院 〇	訪問 2 ②																															
往療 〇	訪問 3 ③	月																														
往療又は訪問の理由 (1. 徒歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより徒歩による外出困難 3. その他))																																
⑧合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)								請求	※決定																							
								円	円																							
※ ⑨ 社 保 負 担 (健 ・ 共)				有 無 割				円	円																							
※ ⑩本人支払額				円				円	円																							
⑪差引請求 (支払) 金額 (⑧-⑨-⑩)								円	円																							
請 求 書	にかかると上記明細書による施術料を請求します。																															
	年 月 日																															
	住所 指定施術者 氏名																															

備考 ※は福祉事務所使用欄

第47号様式

施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)

() 地区担当員

取扱担当者

印

生活 保護 法	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日
	患者氏名 (歳)	居住地	
	傷病名	はり・きゅう師氏名	

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転帰	治癒・中止																									
	①初 検 料				円		摘 要																										
	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用				円																												
	施 術 料	②はり・きゅう		施術の種類	1術	回	2術	回																									
		通所		円×	回=	円																											
		訪問施術料 1		円×	回=	円																											
		訪問施術料 2		円×	回=	円																											
		訪問施術料 3 (3~9人)		円×	回=	円																											
	訪問施術料 3 (10人以上)		円×	回=	円																												
	③電療料(加算)				円		円																										
	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円×		回= 円																										
	④特別地域(加算)				円×		回= 円																										
	⑤往療料				円×		回= 円																										
	⑥施術報告書交付料(前回支給: 年 月分)				円×		回= 円																										
	施術日	訪問1①	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通院○	訪問2②																																
往療◎	訪問3③	月																															
往療又は訪問の理由(1. 独歩による公共交通機関を使つての外出困難 2. 認知症や視覚、内部、精神障害などにより独歩による外出困難 3. その他())																																	
⑦合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥)		請求		円		※決定		円																									
※ ⑧社保負担(健・共) 有 無 割				円				円																									
※ ⑨本人支払額 円				円				円																									
⑩差引請求(支払)金額 (⑦-⑧-⑨)				円				円																									

請求書	<p>_____にかかると上記明細書による施術料を請求します。</p> <p>_____ 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>_____</p> <p>はり・きゅう師</p> <p>氏名</p> <p>_____</p>
委任状	<p>上記の金額の受領を _____ 師会(理事)長(氏名) _____ に委任します。</p> <p>_____ 年 月 日</p> <p>(はり・きゅう師名) 氏 名</p>

備考 ※は福祉事務所使用欄

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第81号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の116」を「100分の121」に、「100分の205」を「100分の215」に改め、同項第2号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第3号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第4号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の46.25」を「100分の48.75」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第82号

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(令和元年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の108.5」を「100分の113.5」に、「100分の116」を「100分の121」に改め、同項第2号中「100分の101」を「100分の106」に改め、同項第3号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第83号

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則(平成6年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条第1号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同条第2号中「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を「国民健康保険資格情報通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第84号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成30年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)中

「

被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号

」

を

「

被 保 険 者 記 号 及 び 番 号

」

に、

「

保 険 証

」

を

「

資 格 確 認 書 等

」

に改める。

第2号様式(表)中

「

被 保 険 者 証 の 記 号 及 び 番 号

」

を

「
被 保 險 者
記 号 及 び 番 号
」

に、

「
保 険 証
」

を

「
資 格 確 認 書 等
」

に改める。

第3号様式(表)を次のように改める。

第 3 号様式

(表)
特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届

(宛先) 川崎市長

年 月 日

届出者
住 所
氏 名

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 給 者 番 号													
患 者	氏 名												
	住 所												
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)												
	個 人 番 号												
保 護 者 (患者が 18歳未 満の場合 に記入)	氏 名											患者との続柄	
	住 所												
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)												
	個 人 番 号												
変更事項 (変更があった事項のみ記入してください。)													
患 者 に 関 する 事 項	フリガナ												
	住 所												
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)												
	個 人 番 号												
	医療保険	保 険 者 名						保 険 者 番 号			患者との続柄		
		被 保 険 者 氏 名						被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			医療保険の適用区分		
保 護 者 に 関 する 事 項	フリガナ											患者との続柄	
	住 所												
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)												
	個 人 番 号												
支 給 認 定 基 準 世 帯 員 に 関 する 事 項	フリガナ						生 年 月 日	年 月 日			患者との続柄		
	個 人 番 号												
	フリガナ						生 年 月 日	年 月 日			患者との続柄		
	個 人 番 号												
※ 住所が患者と異なる場合又は今年(申請日の属する月が1月から6月までの場合は、前年)の1月1日現在の住所が市外の場合は、別紙「支給認定基準世帯員補足事項」を提出してください。													

第8号様式(表)中

「
被保険者証の
記号及び番号
」

を

「
被 保 険 者
記号及び番号
」

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

【区の担当者へ】

9 この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、窓口等に平交付の申請をしてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに窓口等に返還してください。

注意事項

- 1 この証の各面をよく読んで、別冊「特定医療費自己負担上限額管理票」(交付されている場合)とともに大切に所持してください。
- 2 診療等を受けるときは、毎回、この証と別冊「特定医療費自己負担上限額管理票」(交付されている場合)を指定医療機関の窓口へ提出してください。
- 3 この証を交付された方は、指定機関について、この証に記載された自己負担上限額を限度として自己負担額を指定医療機関に対して支払うことで保険診療を受けることができます。
- 4 特定医療費の対象となる医療は、この証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に限られます。
- 5 介護保険のうち、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護医療院サービスについては、特定医療費の支給対象となります。
- 6 この証で受診できる医療機関等は、難病法に規定する指定医療機関です。
- 7 この証に記載された氏名、住所、加入している医療保険等に変更があったときは、速やかに、この証を添えて、区の担当者又はこの証に記載された問合せ先(以下「窓口等」という。)にその旨を届け出てください。
- 8 治療、市外への転出等で受給者の資格がなくなつたときは、この証を速やかに窓口等に返還してください。

第10号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により交付した特定医療費(指定難病)受給者証は、その有効期限が満了するまでの間、改正後の規則の規定により交付した特定医療費(指定難病)受給者証とみなす。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第85号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則(平成27年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,894人」を「1,905人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第86号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「被保険者で」を「被保険者(以下これらの者を「被保険者」という。)で」に改め、「(以下「健康保険証」という。)」を削り、同条第2項中「同項第3号に掲げる書類の内容を公募等により確認することができる場合には、当該」を「被保険者等の資格に係る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得したもの又は市長が適当と認める書類に記載されたものに限る。)」を提示する場合には、前項第1号の」に改める。

第8条第2項第3号中「健康保険証」を「被保険者等」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(添付書類の省略)

第9条 市長は、この規則に規定する申請書の添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該書類の添付の省略を認めることができる。

第3号様式(裏)注意事項第2項中「健康保険証」を「健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書等」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第3号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第3号様式の規定による医療証とみなす。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第87号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則(昭和33年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 資格確認書等

第3条の見出し中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書」に改め、同条中「被保険者証(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第2項に規定する被保険者証をいう。以下同じ。)及び被保険者資格証明書(法第9条第6項に規定する被保険者資格証明書をいう。以下同じ。)」を「資格確認書(省令第6条第1項に規定する資格確認書をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条第1項中「法第36条」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第36条」に改め、同項第1号中「被保険者証」を「資格確認書(省令第6条第2項の規定により交付されるものに限る。以下この条において同じ。)」に改め、「請求」の次に「若しくは申請」を加え、同項第2号及び同条第2項中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第5条中「及び被保険者証又は被保険者資格証明書」を削る。

第6条中「写及び被保険者証又は被保険者資格証明書」を「写し」に改める。

別表中

「

1	神奈川県国民健康保険被保険者証再交付申請書	省令第7条第1項
---	-----------------------	----------

」

を

「

1	神奈川県国民健康保険資格確認書交付申請書	省令第6条第1項
1の2	神奈川県国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ再交付申請書	省令第7条第1項 省令第7条の3の2 第1項

」

に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

押 印 欄

神奈川県国民健康保険資格確認書交付申請書

_____年_____月_____日

(宛先)川崎市_____区長

申 請 人 住 所 川崎市 _____ 区

(世帯主) 氏 名 _____

個 人 番 号 _____

電 話 _____ (_____)

次のとおり神奈川県国民健康保険資格確認書の交付を申請します。

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号		5 0								
交 付 を 必 要 と す る 被 保 険 者	1	氏 名	生 年 月 日	_____	_____	_____	_____	_____	申 請 理 由 コ ー ド (※)	数 字
			個 人 番 号	_____	_____	_____	_____	_____		
	2	氏 名	生 年 月 日	_____	_____	_____	_____	_____	申 請 理 由 コ ー ド (※)	数 字
			個 人 番 号	_____	_____	_____	_____	_____		
	3	氏 名	生 年 月 日	_____	_____	_____	_____	_____	申 請 理 由 コ ー ド (※)	数 字
			個 人 番 号	_____	_____	_____	_____	_____		
	4	氏 名	生 年 月 日	_____	_____	_____	_____	_____	申 請 理 由 コ ー ド (※)	数 字
			個 人 番 号	_____	_____	_____	_____	_____		
	5	氏 名	生 年 月 日	_____	_____	_____	_____	_____	申 請 理 由 コ ー ド (※)	数 字
			個 人 番 号	_____	_____	_____	_____	_____		
※ 申 請 理 由 コ ー ド		1 個人番号カードを紛失 2 個人番号カードの有効期限更新中 3 個人番号カードを返納 4 介助等を要するため個人番号カードでの受診が困難 5 資格確認書の交付を希望 (1~4のいずれにも該当しない方) 6 その他 (_____)								

処 理 欄

--

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第 1 号様式の 2

押 印 欄

神奈川県国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ再交付申請書

_____年 _____月 _____日

(宛先)川崎市_____区長

申 請 人 住 所 川崎市 _____ 区

(世帯主) 氏 名 _____

電 話 _____ (_____)

次のとおり神奈川県国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ（国民健康保険法施行規則第7条の3第1項の規定による資格情報通知書をいう。）の再交付を申請します。

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号		5 0								
再 交 付 を 必 要 と す る 被 保 険 者	1	氏 名	生年月日	_____年 _____月 _____日						
			個人番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			再交付を受けたい書類	資格確認書・資格情報のお知らせ						
	2	氏 名	生年月日	_____年 _____月 _____日						
			個人番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			再交付を受けたい書類	資格確認書・資格情報のお知らせ						
	3	氏 名	生年月日	_____年 _____月 _____日						
			個人番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			再交付を受けたい書類	資格確認書・資格情報のお知らせ						
	4	氏 名	生年月日	_____年 _____月 _____日						
			個人番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			再交付を受けたい書類	資格確認書・資格情報のお知らせ						
	5	氏 名	生年月日	_____年 _____月 _____日						
			個人番号	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
			再交付を受けたい書類	資格確認書・資格情報のお知らせ						
申請理由	1 破損（汚損）	2 紛失	3 盗難	4 焼失						
	5 その他（ _____ ）									

処 理 欄

--

第3号様式中

「
被 保 険 者 証
記 号 ・ 番 号
」

を

「
被 保 険 者
記 号 ・ 番 号
」

に改める。

第4号様式中

「
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号
」

を

「
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号
」

に改める。

第5号様式を次のように改める。

第 5 号様式

押印欄																
国民健康保険葬祭費支給申請書																
年 月 日																
(宛先)川崎市 区長																
【申請人(葬祭を行う者)】																
(郵便番号) <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> 川崎市..... 区..... 氏名..... 電話.....(.....).....			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被 保 険 者 記 号 ・ 番 号</td> <td style="width: 40%;">50—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">世 帯 主 の 氏 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">死 亡 し た 方 (被 保 険 者) の 氏 名</td> </tr> <tr> <td>死 亡 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>葬 祭 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">申 請 人 か ら み た 死 亡 し た 方 の 続 柄</td> </tr> </table>	被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	50—	世 帯 主 の 氏 名		死 亡 し た 方 (被 保 険 者) の 氏 名		死 亡 年 月 日	年 月 日	葬 祭 年 月 日	年 月 日	申 請 人 か ら み た 死 亡 し た 方 の 続 柄		
被 保 険 者 記 号 ・ 番 号	50—															
世 帯 主 の 氏 名																
死 亡 し た 方 (被 保 険 者) の 氏 名																
死 亡 年 月 日	年 月 日															
葬 祭 年 月 日	年 月 日															
申 請 人 か ら み た 死 亡 し た 方 の 続 柄																
次のとおり国民健康保険葬祭費の支給を申請します。																
申請金額	¥ <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"></table>															
死亡した被保険者の状況についてお答えください。																
死亡した日より3箇月前の健康保険の状況																
<input type="checkbox"/> 会社、共済組合等の健康保険(勤務先:.....)																
<input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被扶養者: 資格をなくした日.....年 月 日																
<input type="checkbox"/> 川崎市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 他の国民健康保険(.....市町村・国保組合)																
<input type="checkbox"/> その他																
傷病手当金又は出産手当金の継続給付の状況																
<input type="checkbox"/> 死亡した日又は死亡した日より3箇月前に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けていた。																
処理欄																
次のとおり口座振込を依頼します。																
振込先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">銀 行 支店 信用金庫 支店コード 農 協 <table border="1" style="display: inline-table; width: 40px; height: 20px;"></table></td> <td style="width: 10%;">預金 種目</td> <td style="width: 10%;">1普通 2当座</td> <td style="width: 10%;">口座 番号</td> <td style="width: 40%;"><table border="1" style="display: inline-table; width: 100%; height: 20px;"></table></td> </tr> <tr> <td colspan="2">フリガナ</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">口座名義人</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	銀 行 支店 信用金庫 支店コード 農 協 <table border="1" style="display: inline-table; width: 40px; height: 20px;"></table>	預金 種目	1普通 2当座	口座 番号	<table border="1" style="display: inline-table; width: 100%; height: 20px;"></table>	フリガナ					口座名義人				
銀 行 支店 信用金庫 支店コード 農 協 <table border="1" style="display: inline-table; width: 40px; height: 20px;"></table>	預金 種目	1普通 2当座	口座 番号	<table border="1" style="display: inline-table; width: 100%; height: 20px;"></table>												
フリガナ																
口座名義人																
※口座名義人が葬祭を行う者でない場合は、次の委任状に記入してください。																
委任状	上記葬祭費の受領に関する権限を委任します。 委任者(葬祭を行う者)..... 受任者(口座名義人) 氏 名..... 印 氏 名.....															

第7号様式を次のように改める。

第 7 号 様 式

国民健康保険第三者行為による傷病届										
(宛先) 川崎市 区長					年 月 日					
住 所 川崎市 区										
申請人氏名 (世帯主)										
電 話 番 号 ()										
次のとおり必要書類を添えて届け出ます。										
被保険者 記号・番号	50-				被 保 険 者 (被害者)氏名					
					生 年 月 日		年 月 日			
事故発生 日 時	年 月 日		午前 午後		時 頃		世帯主との 続 柄			
事故発生 場 所										
事 故 の 原 因	交通事故・その他									
第 三 者 (事 故 の 相 手)	氏 名						職 業			
	住 所						電 話 番 号		()	
	勤務先(業務中 の事故の場合の み記入)		名 称				代 表 者 氏 名			
			所 在 地				電 話 番 号		()	
損 害 賠 償 の 状 況	示談成立 の有無		有 無		年 月 日 成立 年 月 日 受領		現在ま でに受 領した 損害賠 償 金		<input type="checkbox"/> 加害者から受領 <input type="checkbox"/> 加害者の自賠責保険会社から受領 <input type="checkbox"/> 加害者の任意保険会社から受領 <input type="checkbox"/> 受領していない 内訳 円	
	交渉中の 状 況									
傷 病 名 及 傷 病 程 度					初 診 日		年 月 日			
					国民健康保険 による診療		<input type="checkbox"/> 年 月 日から受けている <input type="checkbox"/> 受けていない			
診 療 を た 受 け た 医 療 関 機	所在地 名 称		電 話 番 号 ()		診 療 見 込 期 間		<input type="checkbox"/> 入院 日 <input type="checkbox"/> 通院 日			
	所在地 名 称		電 話 番 号 ()		診 療 見 込 期 間		<input type="checkbox"/> 入院 日 <input type="checkbox"/> 通院 日			
第 三 者 の 自 動 車 保 険	保 險 会 社				任 意 保 險		保 險 会 社			
	保 險 契 約 者 名						取 扱 店 名			
	自 動 車 ナ ン バ ー						保 險 会 社 担 当 者		電 話 番 号 ()	
	証 明 書 番 号						証 券 番 号			

注意1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
 (1) 交通事故証明書(交通事故の場合のみ) (2) 事故発生状況報告書 (3) 念書(兼同意書)
 (4) 示談が成立しているときは示談書の写し

第8号様式中

「
被保険者証記号・番号
」

を

「
被保険者記号・番号
」

に改める。

第8号様式の2中

「
被保険者証記号・番号
」

を

「
被保険者記号・番号
」

に改める。

第11号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
被保険者証記号・番号
」

を

「
被保険者記号・番号
」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第88号

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成4年川崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「である」を「(以下これらの者を「被保険者等」という。)である」に改め、「(以下「健康保険証」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する申請者は、当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者が被保険者等の資格に係る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得したもの又は市長が適当と認める書類に記載されたものに限る。)を提示する場合 前項第1号の書類
- (2) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)である申請者が児童扶養手当証書を提示する場合 前項第2号から第6号までの書類

第14条第1項第2号中「国民健康保険法による被保険者、保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者及びその被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者」を「被保険者等」に改め、同条第2項第3号中「健康保険証」を「被保険者等」に改める。

第1号様式中

被保険者等の氏名	健康保険証	
	記号	番号

を

被 保 険 者 等		
氏 名	記 号	番 号

に、

<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(番号	号)	<input type="checkbox"/> 戸籍簿本	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 所得証明書	<input type="checkbox"/> 申立書
--------------------------------	--------------------------------------	----	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------

を

<input type="checkbox"/> 資格確認書等(□情報の提示による確認)	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(番号	号)	<input type="checkbox"/> 戸籍簿本	<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 所得証明書	<input type="checkbox"/> 申立書
--	--------------------------------------	----	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------

に改める。

第3号様式(第3面の裏)注意事項第2項中「健康保険証」を「健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書等」に改める。

第7号様式中

「
保険証記号番号
」

を

「
被保険者記号・番号
」

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に交付された改正前の規則第3号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第3号様式の規定による医療証とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第89号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「被扶養者」の次に「(以下これらの者を「被保険者等」という。)」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が被保険者等の資格に係る情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得したもの又は市長が適当と認める書類に記載されたものに限る。)を提示する場合には、当該申請者は、前項第1号の書類の添付を省略することができる。

第1号様式中

1 申請者	フリガナ		住 所	(〒)	
	氏名			電話番号	— —
	生年月日	年 月 日生		今年の1月1日現在の住所	
2 配偶者	フリガナ		住 所	前年の1月1日現在の住所	
	氏名			申請者住所と(1 同じ 2 異なる)	
	生年月日	年 月 日生		(〒)	
3 小児	フリガナ		住 所	申請者住所と(1 同じ 2 異なる)	
	氏名			(〒)	
	生年月日	年 月 日生(歳)			

を

1 申請者	フリガナ		住 所	(〒)	
	氏名			電話番号	— —
	生年月日	年 月 日生		今年の1月1日現在の住所	
2 配偶者	フリガナ		住 所	前年の1月1日現在の住所	
	氏名			申請者住所と(1 同じ 2 異なる)	
	生年月日	年 月 日生		(〒)	
3 小児	フリガナ		住 所	申請者住所と(1 同じ 2 異なる)	
	氏名			(〒)	
	生年月日	年 月 日生(歳)			

に改める。

第2号様式注意事項第2項中「健康保険証」を「健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書等」に改める。

第8号様式中

被保険者証等

を

被保険者等

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に交付された改正前の規則第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第2号様式の規定による医療証とみなす。
- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第90号

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部

を改正する規則

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年川崎市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4号様式(七)注意事項第3項中「医療保険の被保険者証」を「健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書等」に改める。

第4号様式の2中

「
被保険者証の記号
及び番号
」

を
「
加入医療保険の
記号及び番号
」

に、注意事項欄第2項中「医療保険の被保険者証」を「健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書等」に改める。

第16号様式中

「
申請者氏名
印
」

を
「
申請者氏名
」

に、
「
受診者の被保険者
証の記号及び番号
」

を
「
受診者の加入医療保
険の記号及び番号
」

に、
「
精神障害者
保健福祉手帳番号
」

を
「
」

に改める。

第17号様式中

「
申請者氏名
※1 _____ 印
」

を
「
申請者氏名
※1 _____
」

に、
「
受診者の被
保険者証
」

を
「
受診者の
加入医療保険
」

に改める。
第20号様式中

「
被保険者証の記
号及び番号
」

を
「
加入医療保険の
記号及び番号
」

に改める。
第21号様式中

「
被保険者証の
記号及び番号
」

を
「
加入医療保険の
記号及び番号
」

に改める。
第22号様式中

「
被保険者証の記
号及び番号
」

を
「
加入医療保険の
記号及び番号
」

に改める。
第23号様式中「印」を削り、

「
被保険者証に関する事項
(記号及び番号・保険者名・受
診者と同一の加入者の氏名)
」

を

「

加入医療保険に関する事項
(記号及び番号・保険者名・受
診者と同一の加入者の氏名)

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に交付された改正前の規則第4号様式、第4号の2様式、第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による障害福祉サービス・地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証、自立支援医療受給者証(育成医療)、自立支援医療受給者証(更生医療)及び自立支援医療受給者証(精神通院医療)(以下これらを「障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等」という。)は、それぞれの障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等に記載された有効期間又は適用期間が満了するまでの間、改正後の規則第4号様式、第4号の2様式、第20号様式、第21号様式及び第22号様式の規定による障害福祉サービス・地域相談支援受給者証等とみなす。
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第91号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第9号様式(4)を次のように改める。

第9号様式(4)

川崎市	取納済通知書②(国民健康保険料)	川崎市	原符②③	川崎市	国民健康保険料納付書・領収書																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>ID</td> <td>年度</td> <td>会計科目</td> <td>組合</td> <td>町</td> <td>丁</td> <td>被保険者番号</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>年度</td> <td>力</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>納付金額</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		ID	年度	会計科目	組合	町	丁	被保険者番号	C	D										正	年度	力	月	月	月	納付金額	C	D	号															延滞金			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		口座番号	加入者	川崎市会計管理者				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者</td> <td>川崎市会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		口座番号	加入者	川崎市会計管理者				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>会計科目</td> <td>項目</td> <td>節</td> <td>被保険者番号</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		年度	会計科目	項目	節	被保険者番号	C	D							
ID	年度	会計科目	組合	町	丁	被保険者番号	C	D																																																																						
正	年度	力	月	月	月	納付金額	C	D																																																																						
号																																																																														
						延滞金																																																																								
口座番号	加入者	川崎市会計管理者																																																																												
口座番号	加入者	川崎市会計管理者																																																																												
年度	会計科目	項目	節	被保険者番号	C	D																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金額	百万	千	円					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金額	百万	千	円																																																													
金額	百万	千	円																																																																											
金額	百万	千	円																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td>取りまよめ店</td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名	取りまよめ店	コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名	取りまよめ店																																																																													
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金額	百万	千	円					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金額	百万	千	円																																																													
金額	百万	千	円																																																																											
金額	百万	千	円																																																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>執行課(所)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コード</td> <td></td> </tr> </table>			執行課(所)名		コード																																																																		
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														
執行課(所)名																																																																														
コード																																																																														

○納付場所については、裏面をご覧ください。
右の金額を領収しました。

お問い合わせ先

--	--

--	--

--	--

--	--

①

②

③

第13号様式(6)を次のように改める。

第 1 3 号 様 式 (6)

川崎市 国民健康保険料徴収通知書 (国民健康保険料)	川崎市 原簿 ()	川崎市 国民健康保険料督促請求納付書・領収書	
口座番号 加入者 川崎市会計管理者	口座番号 加入者 川崎市会計管理者	年度 会計 科目 組合 町 丁 被保険者番号 C D 元 年 度 月 納付金額 延滞金 課 号 年 度 方 月 納付金額 延滞金 課	年度 会計 科目 組合 町 丁 被保険者番号 C D 元 年 度 月 納付金額 延滞金 課 号 年 度 方 月 納付金額 延滞金 課
納入 金額 百万 千 円 納付事由	納入 被保険者番号 C D 金額 百万 千 円 納付事由	(納入) 納付事由	納入 金額 百万 千 円 納付事由
取りまとめ店 執行課 (印) 名 コード	取りまとめ店 執行課 (印) 名 コード	指定納期限	指定納期限
執行課 (印) 名 コード	執行課 (印) 名 コード	納取日付印 (右の金額を徴収しました。)	納取日付印 (右の金額を徴収しました。)
納取日付印 (右の金額を指定納期限までにお納めください。)	納取日付印 (右の金額を指定納期限までにお納めください。)	納取日付印 (右の金額を指定納期限までにお納めください。)	納取日付印 (右の金額を指定納期限までにお納めください。)
川崎市 区 長 某所もお読みください。	川崎市 区 長 某所もお読みください。	川崎市 区 長 某所もお読みください。	川崎市 区 長 某所もお読みください。

第18号様式(4)を次のように改める。

第 1 8 号 様 式 (4)

1枚目

住所 氏名		被保険者番号		領 取 金 額		合計(円)
種別				調定年度	賦課年度	
				延滞金(円)	保険料(円)	内 訳
年 月 日						No. _____
区 金 銭 取 扱 員 印						

2枚目

住所 氏名		被保険者番号		領 取 金 額		合計(円)
種別				調定年度	賦課年度	
				延滞金(円)	保険料(円)	内 訳
年 月 日						No. _____
川 崎 市 区 金 銭 出 納 員 印						

上記の金額を領収しました。
 ※ 区金銭取扱員の印のあるものをお受け取りください。
 ※ この領収書は、2年間大切に保管してください。

第18号様式(5)中「被保険者(証)番号」を「被保険者番号」に改める。

第18号様式(6)中「1枚目」及び「2枚目」を削り、「被保険者(証)番号」を「被保険者番号」に、

「

区金銭出納員

」

を

「

区金銭出納員 印

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第92号

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則(令和2年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 市長は、総務省において作成する消費者物価指数のうち本市の食料に係る指数を勘案し、毎年度、学校給

食費負担額の改定その他の措置について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

区 分	学校給食費負担額 (1人1日につき)
小学校の第1学年から 第6学年までの児童	317円
中学校の第1学年から 第3学年までの生徒	376円
特別支援学校の幼稚部 の幼児	211円
特別支援学校の小学部 の児童	317円
特別支援学校の中学部 及び高等学校の生徒	376円

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

告

示

川崎市告示第516号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種(インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種を除く。)については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年11月18日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル3F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4-8F	
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F

医療機関名	住所	
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
みなとみらい夢クリニック川崎院	川崎市川崎区駅前本町26-4	ラウンドクロス川崎ビル8F
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタbuilding3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	八丁囃クリニックファーム2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6階
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
ファミリークリニック川崎	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング3階
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
大江医院	川崎市川崎区川中島1-13-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
キャプスクリニック小田栄	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン川崎小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	

医療機関名	住所	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4-111	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8-1A	
ミュージア川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310番地	ミュージア川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310-2F	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	

医療機関名	住所	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
南武医院	川崎市幸区下平間205	
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F	
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1階
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F	
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉北館2F
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	

医療機関名	住所	
Nao Women's Clinic	川崎市中原区新丸子町741	H-moll 1階
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック内科・泌尿器科	川崎市中原区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
小杉内科ファミリークリニック	川崎市中原区中丸子13-21	LROCKS2F
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉せのお内科クリニック	川崎市中原区市ノ坪26	コウトビル2F
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
古矢整形外科	川崎市中原区西加瀬4-12	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27-101	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
元住吉駅前こころみクリニック・内科・小児科・耳鼻咽喉科・婦人科	川崎市中原区木月1-22-1	元住吉プラザビル 2階/3階
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランリビオ元住吉116
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3-1F	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31-2F	

医療機関名	住所	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中原区新城3-5-1	
新城そよかぜ内科・呼吸器内科	川崎市中原区新城5-4-2	noma4F
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25-3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2階	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA202
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3-2F	
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階
こすぎクリニック	川崎市中原区小杉町3-249-2-101	
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルクレール武蔵小杉2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテール小杉1階
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	A-303
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉サザガーデンタワーSウエスト1F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
武蔵小杉小児科・てんかんクリニック	川崎市中原区小杉町3-24-10	KOSUGI iHUG ウェルネスリビング棟1F
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F

医療機関名	住所	
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11-2F	
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII 2F
溝の口脳神経外科クリニック	川崎市高津区溝口2-14-31-3F	
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝のロビル2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
みきレディースクリニック	川崎市高津区溝口2-10-2	メディカルモール関口ビル2F
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5	第1井上ビル2A
ブレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壹番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3-203	
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノロビル4F
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
K S Pクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク 西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝のロ1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	

医療機関名	住所	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮フ科	川崎市高津区千年301-1-203	
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母ロクリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母ロクリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9-1F	
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5-2F	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8-3F	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3-3F	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ありま眼科	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンド・ベース3F
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ203
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	

医療機関名	住所	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル2F
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
いろどりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1-303	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6階
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3-101	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
清水台はっとり内科・消化器内科クリニック	川崎市宮前区犬蔵3-9-12 1F	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・バッハ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	

医療機関名	住所	
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
きはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31-201	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスダエレメントビル3階
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2-2F	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	パードタウン7番館1F
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
clinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科	川崎市多摩区登戸1927-1	アリスティオ1F
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256-1F	

医療機関名	住所	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 401
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
向ヶ丘たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2088	第7井出ビル4階
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302号室
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO 1F
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイヅミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	

医療機関名	住所	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4階405区画
おばた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A・B
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシヤンプル204
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合ヶ丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
百合ヶ丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
米田胃腸科外科	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18-201	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
芥川バースクリニック	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	ドレイクビル5F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F

医療機関名	住所	
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1階
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
いはらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F

川崎市告示第517号

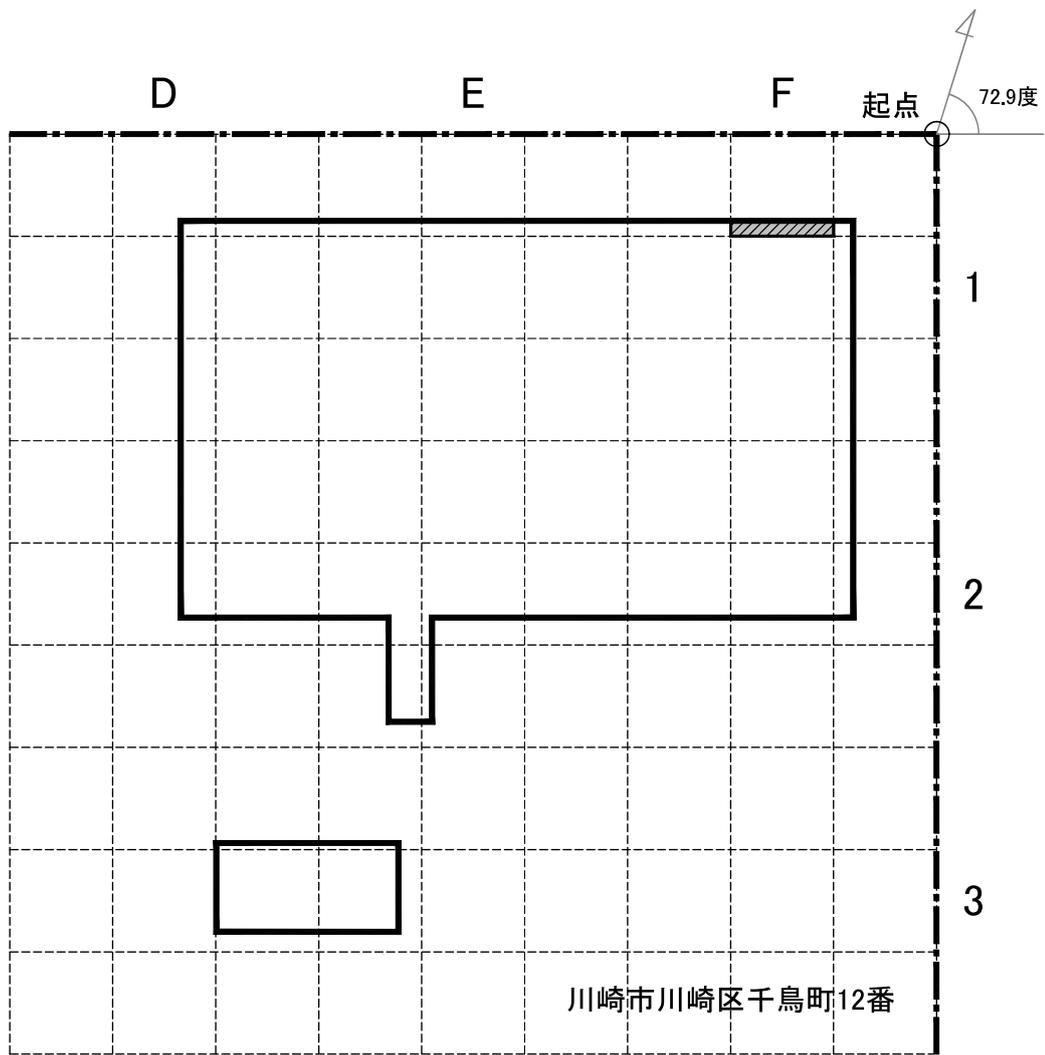
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和6年11月18日

川崎市長 福田紀彦

- 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区千鳥町12番の一部(別図のとおり)
- 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号
までの該当の有無
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



凡例

-  指定する区域
-  形質変更範囲
-  単位区画
-  敷地境界

※ 単位区画の名称は右図の通りとする

例 ○ : A-1-5

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

起点: 敷地の最北端を起点とする。

格子回転角度: 72.9度

別図

川崎市告示第518号

令和6年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和6年11月19日

川崎市長 福田紀彦

- 日時 令和6年11月26日(火曜日) 午前10時
- 場所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第519号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年11月19日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙省略
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙記載の保管場所
 - 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

- | | |
|---------|---------|
| 自転車 | 2,500円 |
| 原動機付自転車 | 5,000円 |
| 自動二輪車 | 10,000円 |

(4) 持参するもの

- 自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第520号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により行う新型コロナウイルス感染症予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田紀彦

施設名	住所1	住所2
川崎診療所	川崎市川崎区本町1-1-1	
川崎真心クリニック	川崎市川崎区日ノ出1丁目12-17	
特別養護老人ホーム 川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町5-1	
障害者支援施設 川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町5-1	
ゆざわ日航ビル診療所	川崎市川崎区日進町1番	日航ホテルビル2階
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	川崎市川崎区田町二丁目9番2号	
あいホームケアクリニック川崎大師	川崎市川崎区大師本町8-11	日興パレス川崎大師1階
介護老人保健施設 葵の園・川崎	川崎市川崎区小田栄二丁目1番6号	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3-2階	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング
ファミリークリニック川崎	川崎市川崎区日進町7-1	3F
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	

施設名	住所1	住所2
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
A0I国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
いしぐる耳鼻科	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	3F
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
第一病院	川崎市川崎区元木2-7-2	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4	川崎京町セゾールハイライズファーストピア
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビル3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F

施設名	住所1	住所2
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
タワーリパーク眼科	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク8F
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
川崎駅前プレストクリニック	川崎市川崎区砂子2-6-2	10F
川崎さらまち整形外科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOP川崎2F
特別養護老人ホーム 南さいわい	川崎市幸区南幸町3丁目149-3	
スクエアクリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア東館1階
特別養護老人ホーム しゃんぐりら医務室	川崎市幸区東小倉6-1	
川崎ライフケアクリニック	川崎市幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
地域密着型特別養護老人ホーム こむかい	川崎市幸区小向仲野町1-3	
特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎	川崎市幸区河原町1-37	
川崎やまぶきクリニック	川崎市幸区小倉5-5-23 1階	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	1F-B
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
よしかわ耳鼻咽喉科	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217号

施設名	住所1	住所2
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
新川崎耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区鹿島田2-24-11	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナIII2F
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
南武医院	川崎市幸区下平間205	
石永医院	川崎市幸区下平間130	
さくらライフ新丸子クリニック	川崎市中区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子202
新城テラスクリニック	川崎市中区新城1-4-3	
在宅テラス診療所なかはら	川崎市中区新城1-17-5	
武蔵小杉内科・漢方・循環器	川崎市中区下沼部1810-1	
山形皮膚科クリニック	川崎市中区下小田中2-4-29 2階	
クリニック・パーク武蔵小杉内科	川崎市中区小杉町3-24-10 1F	
田中整形外科	川崎市中区木月3-32-18	
中原すみれクリニック	川崎市中区今井南町28-50	阿部ビル
介護老人保健施設 葵の園 武蔵小杉	川崎市中区今井西町2-58	
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-1F
久保田クリニック	川崎市中区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	川崎市中区木月祇園町14-16-116	
もくぼ内科クリニック	川崎市中区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
関東労災病院	川崎市中区木月住吉町1-1	
みやぎ内科クリニック	川崎市中区木月3-25-10	
北村医院	川崎市中区木月2-14-6	
元住吉クリニック	川崎市中区木月2-12-18	
宮尾クリニック	川崎市中区木月1-6-14	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中区木月1-33-15	進栄ビル1階
豊崎医院	川崎市中区木月1-31-10	
綾部内科クリニック	川崎市中区木月1-23-7	
徳植医院	川崎市中区木月1-2-24	
元住吉駅前こころみクリニック	川崎市中区木月1-22-1	元住吉プラザ2階3階
平間耳鼻咽喉科医院	川崎市中区北谷町693	マルヨシビル1F
二宮内科小児科クリニック	川崎市中区北谷町693	
中橋メディカルクリニック	川崎市中区北谷町51-9	
わたなべ眼科医院	川崎市中区北谷町45-3	アズハウス1F
菊岡内科医院	川崎市中区田尻町35	
平間クリニック 内科・泌尿器科	川崎市中区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
亀谷クリニック	川崎市中区中丸子361	
小杉内科ファミリークリニック	川崎市中区中丸子13-21	LROCKS2F
ふるや耳鼻咽喉科整形外科医院	川崎市中区西加瀬4-12	

施設名	住所1	住所2
野口クリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
だんのうえ眼科 新城駅前院	川崎市中原区新城5-1-1	ウイステリア-A3階
新城整形外科	川崎市中原区新城4-1-4	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中原区新城3-5-1	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	ラ・ビスタビル2F
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
さくらクリニック 武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	2F
こすぎ駅前クリニック 内科・消化器内科	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
新丸子整形外科	川崎市中原区新丸子東1-831	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	1F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
かわいクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町765	
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA2F
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	2F
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25	3F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2F	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
富士通クリニック	川崎市中原区上小田中4-1-1	
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原3F
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1F
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1-2F	
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441	伊達ビル2階B室
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテール小杉1階
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 1階W3	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529-11	STEPS-3 1F
前田記念武蔵小杉クリニック	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
武蔵小杉せのお内科クリニック	川崎市中原区市ノ坪26	コウトビル2F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南2
高見整形外科	川崎市中原区今井南町21-35-101	ルミエール南II 1F、2F
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	

施設名	住所1	住所2
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック 渡邊内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
新丸子ペインクリニック 内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
在宅療養支援クリニック かえでの風 かわさき中央	川崎市中原区丸子通1-413	ヴィラ新丸子101
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	1F
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101
やまと診療所 武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	2F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	1F
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
新城そよかぜ内科・呼吸器内科	川崎市中原区新城5-4-2	noma4F
川崎高津診療所	川崎市高津区溝口4丁目1番3号	T・Iビルディング 4F
溝ノ口しらはえメンタルクリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルビュ溝の口 102
介護老人保健施設 ゆい	川崎市高津区新作3丁目7番1号	
メディクス溝の口ガーデンクリニック	川崎市高津区下作延5-29-1	クラーチ溝の口1階
松岡クリニック	川崎市高津区下作延2-35-1	スペースアメニティ 梶ヶ谷 2F
介護老人保健施設 たかつ	川崎市高津区子母口498-2	
川崎高津クリニック	川崎市高津区宇奈根638-1	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	1F
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子4-1-5	川田ビル1A
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	1F

施設名	住所1	住所2
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1	203
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平老番館1F
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク 西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー溝のロビル2F
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII 2F
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	2階
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ハートフル川崎病院	川崎市高津区下野毛2-1-3	
木下耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区下作延6-5-11	
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
おうちのドクター川崎	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷202
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26-101	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	溝のロメディカルモール3階
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝のロフラワーメディカルモール2F
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	

施設名	住所1	住所2
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
東横恵愛病院	川崎市宮前区有馬4-17-23	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
きはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
つちはし整形外科リウマチ科	川崎市宮前区土橋7-26-6	
宮前平いわなみ眼科	川崎市宮前区土橋7-1-3	メディカルプラザ宮前区役所前2F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ203
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	204
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルバルディア1F
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1-2F	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6F
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	101
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階

施設名	住所1	住所2
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース3F
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルエスタ203
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
清水台はっとり内科・消化器内科クリニック	川崎市宮前区犬蔵3-9-12 1F	
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	2F
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	3階
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
どんぐりクリニック	川崎市宮前区宮崎1-8-21	
介護老人保健施設 ブラチナ・ヴィラ宮前	川崎市宮前区南野川3-23-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	川崎市宮前区水沢2-20-1	
水沢クリニック	川崎市宮前区水沢2-20-1	
帝京大学老人保健センター	川崎市宮前区野川本町2-13-6	
特別養護老人ホーム みかど荘	川崎市宮前区西野川3丁目39番18号	
鷺沼ファミリークリニック	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	
青野診療所	川崎市宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第一ビル2F-1
老人保健施設 レストア川崎	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
よつば診療所	川崎市多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
介護老人保健施設 三田あすみの丘	川崎市多摩区三田1丁目14番2号	
介護老人保健施設 遊花園	川崎市多摩区枳形6丁目4の2 5	
むこうがおかクリニック	川崎市多摩区登戸2767	
多摩いぐさクリニック	川崎市多摩区登戸2079-4	サンシティII 201
キノメディッククリニック登戸	川崎市多摩区中野島4-4-33	
介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター	川崎市多摩区菅仙谷4-1-3	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
木下医院	川崎市多摩区登戸新町98	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	

施設名	住所1	住所2
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
武田病院	川崎市多摩区登戸3193	
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil301
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸プライマリケアクリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たちばな耳鼻咽喉科	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園2階
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	川崎市多摩区登戸2052	ヨシザワプラザビル3階
たま耳鼻咽喉科	川崎市多摩区登戸1842	M's core 1F
大串整形外科	川崎市多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	1階
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9-207	
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2	2F
木村耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島6-26-1	フジヨシハイム2F
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサビノ1F
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	3階
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	よみうりランドクリニックモール2F
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田堤前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1-101	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
渡辺耳鼻咽喉科	川崎市多摩区宿河原4-25-2 101	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	

施設名	住所1	住所2
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア 1F
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	川崎市麻生区細山1203	
虹ヶ丘クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘3-2-1-1階	
川崎麻生クリニック	川崎市麻生区下麻生三丁目2番5号1階2号室	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	川崎市麻生区黒川318番地	
特別養護老人ホーム あさおの丘医務室	川崎市麻生区栗木台1-12-1	
内田毅クリニック	川崎市麻生区上麻生4-15-1-4F	
新百合ヶ丘介護老人保健施設 つくしの里	川崎市麻生区上麻生3丁目14番20号	
王禅寺整形外科	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	
虹が丘リハビリケアセンター	川崎市麻生区王禅寺963-11	
しんゆり青木整形外科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2F
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合ヶ丘1階
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティーモール4階405区画
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
ひろわたり眼科	川崎市麻生区百合丘1-5-1	101
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやか子どもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1F
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルジャンブル204
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1F
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
かじもと耳鼻咽喉科	川崎市麻生区上麻生1-9-10	

施設名	住所1	住所2
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
新ゆり整形外科	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
平井内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-2-1-103	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
鶴川記念病院	東京都町田市三輪町1059番地1	
横浜鶴見リハビリテーション病院	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145-1	
介護老人保健施設ナーシングプラザ港北	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	
ハートケア湘南・芦名	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	

川崎市告示第521号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年11月20日から令和6年12月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	川崎町田線	川崎市幸区大宮町1313番 川崎市幸区大宮町1312番	26.90	62.17	
新	川崎町田線	川崎市幸区大宮町1310番 川崎市幸区大宮町1310番	31.90 ~ 31.99	62.17	
旧	大宮町第202号線	川崎市幸区大宮町1312番 川崎市幸区大宮町1312番	26.00	15.55	

新	大宮町第202号線	川崎市幸区大宮町1310番	26.00	15.55	隅きり部
		川崎市幸区大宮町1310番			

川崎市告示第522号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月20日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年11月20日から令和6年12月4日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
川崎町田線	川崎市幸区大宮町1310番	
	川崎市幸区大宮町1310番	
大宮町第202号線	川崎市幸区大宮町1310番	隅きり部
	川崎市幸区大宮町1310番	

川崎市告示第523号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第524号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第526号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第527号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年11月26日から令和6年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	百合丘第34号線	川崎市麻生区百合丘2丁目12番25先	5.00	2.26	
		川崎市麻生区百合丘2丁目12番25先			
新	百合丘第34号線	川崎市麻生区百合丘2丁目12番8先	5.00	2.26	関係図面のとおり
		川崎市麻生区百合丘2丁目12番8先			

川崎市告示第528号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年11月26日から令和6年12月10日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
百合丘第34号線	川崎市麻生区百合丘2丁目12番8先	関係図面のとおりに
	川崎市麻生区百合丘2丁目12番8先	

川崎市告示第529号

令和6(2024)年度版かわさき環境白書の公表について

川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号)第9条の2第1項の規定に基づき、令和6(2024)年度版かわさき環境白書(年次報告書)を次のとおり公表します。

令和6年11月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市告示第530号

介護保険法(平成9年法律第123号)第92条第1項第4号、第77条第1項第10号及び第115条の9第1項第10号に基づき、指定の一部の効力を停止しましたので、次のとおり告示します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田紀彦

- (1) 事業者名 社会福祉法人徳心会
- (2) 事業所名 特別養護老人ホーム 菅の里
- (3) 事業所所在地 川崎市多摩区菅北浦3-10-20

- (4) 処分内容 指定の一部の効力を3月停止(新規利用者の受入停止)
- (5) 処分期間 令和7年1月1日から令和7年3月31日まで
- (6) サービス種類 指定介護老人福祉施設、指定(介護予防)短期入所生活介護

川崎市告示第531号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年川崎市条例第76号)第4条第1項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第2項の規定に基づき公表します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届出の状況
 - (1) 目的外利用
 - ア 市長 23件
 - (2) 目的外提供
 - ア 市長 24件
 - イ 上下水道事業管理者 1件
 - ウ 消防長 9件
 - エ 教育委員会 4件
- 2 届出書
別紙のとおり(省略)

川崎市告示第532号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田紀彦

申請者名称	事業所名称	事業所所在地	事業種類	指定年月日	事業所番号
株式会社メディホス	メディホス訪問介護 川崎大師	川崎市川崎区四谷上町1-11	居宅介護	令和6年10月1日	1415000478

川崎市告示第533号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行い

ましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田紀彦

申請者名称	事業所名称	事業所所在地	事業種類	指定年月日	事業所番号
社会福祉法人育桜福祉会	計画相談センター いくおう	川崎市中原区今井仲町15番19号	計画相談支援	令和6年10月1日	1435200025

川崎市告示第534号

指定障害児通所支援事業者の指定について
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を

行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和6年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
オネストリ株式会社	はびねすぶらす幸	川崎市幸区塚越3丁目135-4	児童発達支援	令和6年10月1日	1455100535
オネストリ株式会社	はびねすぶらす幸	川崎市幸区塚越3丁目135-4	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455100535
社会福祉法人同愛会	川崎市子ども発達・ 相談センター まあれ高津	川崎市高津区梶ヶ谷2丁目8-15	児童発達支援	令和6年10月1日	1455300671
株式会社プログレス	放課後等デイサービス どんぐり長沢	川崎市多摩区長沢4-2-1 生田グリーンハイツ102号室	児童発達支援	令和6年10月1日	1455400695
株式会社プログレス	放課後等デイサービス どんぐり長沢	川崎市多摩区長沢4-2-1 生田グリーンハイツ102号室	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455400695
株式会社4SEASONS COLOR RECORDZ	児童発達支援・放課 後等デイサービス エソラ	川崎市多摩区南生田 2-26-10-201	児童発達支援	令和6年10月1日	1455400703
株式会社4SEASONS COLOR RECORDZ	児童発達支援・放課 後等デイサービス エソラ	川崎市多摩区南生田 2-26-10-201	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455400703
オネストリ株式会社	はびねすぶらす宮前	川崎市宮前区平3丁目9-2	児童発達支援	令和6年10月1日	1455500536
オネストリ株式会社	はびねすぶらす宮前	川崎市宮前区平3丁目9-2	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455500536
オネストリ株式会社	はびねすぶらす柿生	川崎市麻生区上麻生6-31-5 第4イナリヤマハイツ101号	児童発達支援	令和6年10月1日	1455600526
オネストリ株式会社	はびねすぶらす柿生	川崎市麻生区上麻生6-31-5 第4イナリヤマハイツ101号	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455600526
株式会社ドリーム・ファウン テーション	ハッピーテラス 幸教室	川崎市幸区南加瀬4-26-3 ガーデンハウス新川崎1階	放課後等 デイサービス	令和6年10月1日	1455100543

川崎市告示第535号

指定障害福祉サービス事業者の指定につい
て
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に

より、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました
ので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示しま
す。

令和6年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社アネラ	アネラホーム梶ヶ谷	川崎市高津区梶ヶ谷1-1-12 201号室	共同生活援助	令和6年1月1日	1425300025
オレンジキャット合同会社	ONE GAME川崎 貝塚	川崎市川崎区貝塚1丁目3-17 シャンボール第2川崎201	就労継続支援 B型	令和6年1月1日	1415000262

川崎市告示第536号

道路の区域の変更に関する告示
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に
基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課に
おいて、令和6年11月29日から令和6年12月13日まで一
般の縦覧に供します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下並木 第4号線	川崎市川崎区下並 木57番3先 川崎市川崎区下並 木57番3先	3.82	20.42	
新	下並木 第4号線	川崎市川崎区下並 木57番1先 川崎市川崎区下並 木57番1先	3.91	20.42	

川崎市告示第537号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月29日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年11月29日から令和6年12月13日まで一般の縦覧に供します。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下並木 第4号線	川崎市川崎区下並木57番1先	
	川崎市川崎区下並木57番1先	

川崎市告示第538号

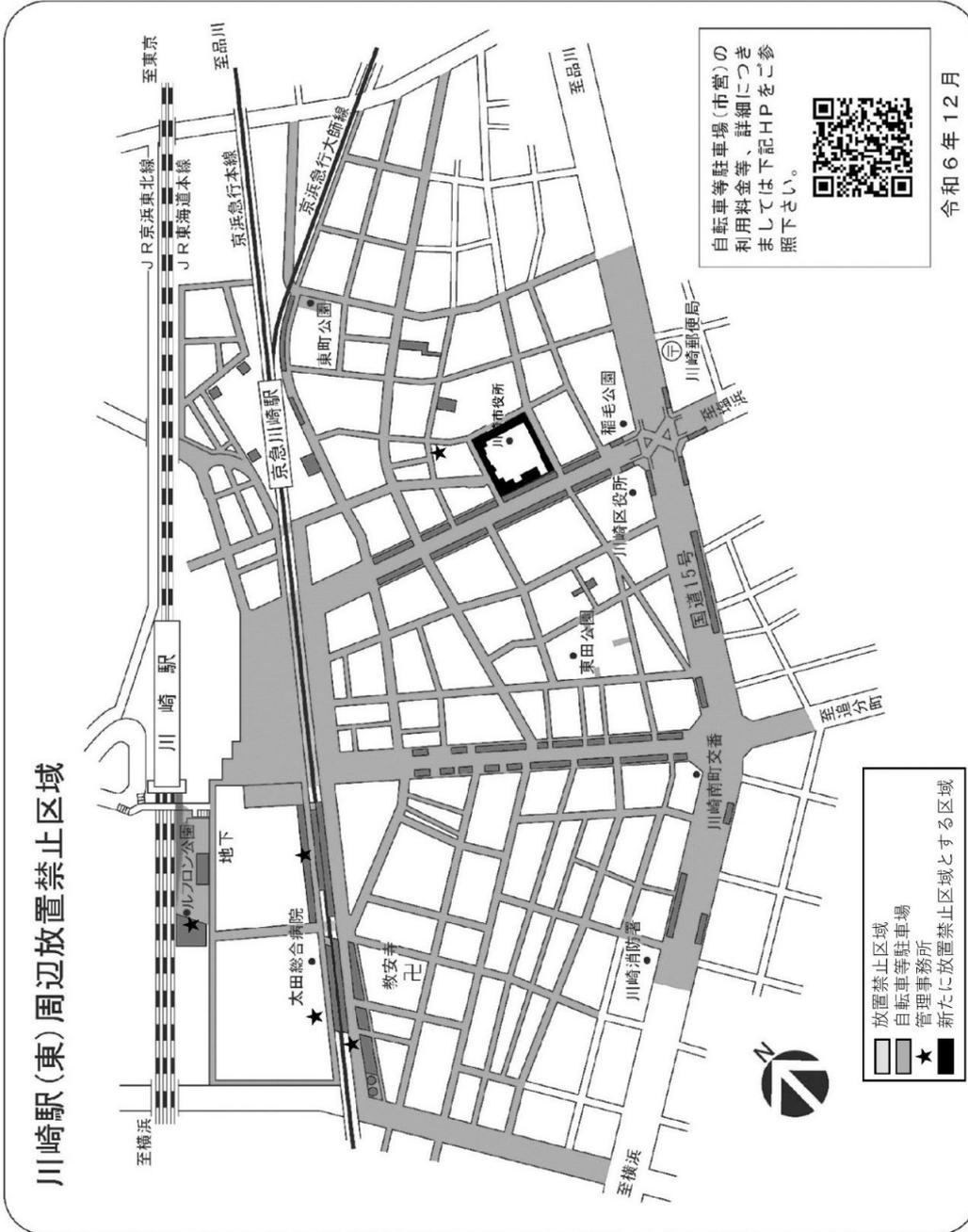
川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号)第8条第1項の規定に基づき、次とおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第2項の規定に基づき準用する同条例第7条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田紀彦

指定の効力 発生年月日	指定場所	
	指定区域	区域図
令和6年12月2日	川崎駅東口周辺	別図のとおり

別図



公 告

川崎市公告第1492号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区南黒川1番9

ほか4筆

6,096平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル11階

株式会社フォレストモール
代表取締役 今西 弘康

- 3 予定建築物の用途
商業施設

計画戸数：1棟

- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年7月6日

川崎市指令 ま宅審(イ)第174号

令和6年6月5日

川崎市指令 ま宅審(イ)第24号(変更)

令和6年10月9日

川崎市指令 ま宅審(イ)第75号(変更)

川崎市公告第1493号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月15日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	市道百合丘8号線張出歩道補修詳細設計委託
	履行場所	川崎市麻生区百合丘1丁目21番地先
	履行期間	令和7年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。 (4) 管理技術者は、技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)の資格を有する者を配置できること。 (5) 照査技術者は、技術士(建設部門：鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年12月17日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1494号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号、令和5年4月1日施行)附則第5条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和6年11月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等 促進事業の美 施により成立す る利用権の設 定等に際する 関係	
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額) (円)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称		住所
川崎市麻生区岡 上字池ノ谷戸837 番	畑	1,045	海老沢 妙子	川崎市麻生 区岡上3-5- 22	貸借権	普通畑	令和6年 12月1日	令和11年 11月30日	14,000	毎年11月末 日までに貸 手指定の口 座に振込	農地所有適 格法人株式 会社クロー バー 代表取締役 栗村 昌昭	茨城県かす みがうら市 上佐谷803	貸借
川崎市麻生区岡 上字池ノ谷戸936 番	畑	2,100	海老沢 妙子	川崎市麻生 区岡上3-5- 22	貸借権	普通畑	令和6年 12月1日	令和11年 11月30日	42,000	毎年11月末 日までに貸 手指定の口 座に振込	農地所有適 格法人株式 会社クロー バー 代表取締役 栗村 昌昭	茨城県かす みがうら市 上佐谷803	貸借

計 3,145

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転賃又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転賃し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができ、この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議することにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月、川崎市）第6-2-(13)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）附則第5条の規定（農用地利用集積計画に関する経過措置）に基づき、旧農業経営基盤強化促進法（平成30年11月16日施行）第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況について、農地法施行規則第60条の2で定めるところにより農業委員会に報告しなければならない。

《参考》 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (法人)

整理番号	法人名	農地所有資格法人		株式会社 クロバー		利用権の設定等を受ける法人の状況		利用権の設定等を受ける法人の飼養の状況		利用権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有状況	
		利用権の設定等を受ける土地の面積 m ²	利用権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 m ²	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作物	利用権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況	年間農従事日数	前年実績	見込み	種類	数量	種類
		1,045 2,100	19,288 (うち川崎市利用権 3,145)	露地野菜、 工芸農作物	住 所	250	250			草刈り機 チェーン ソー	1台 1台
		雇用労働力(年間延日数)				250		人日			

川崎市公告第1495号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり
公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 件名

川崎市放置自転車等総合対策(南部)業務委託

2 目的

本募集は、「川崎市放置自転車等総合対策業務委託」
について、公募型プロポーザル方式により受託予定者
を特定することを目的とします。

3 業務内容

- (1) 放置自転車等の指導・警告に関する業務
- (2) 撤去・運搬等に関する業務
- (3) 自転車等の保管・返還に関する業務
- (4) 整理・誘導・啓発に関する業務
- (5) 引取りのない自転車等の処理に関する業務
- (6) 問い合わせ・苦情・陳情に関する業務
- (7) その他放置自転車対策に関する業務

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

川崎区、幸区内の自転車等放置禁止区域、市営自転
車等駐車場及び、自転車等保管所

6 募集方法及び提案上限額

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 提案上限額

総額 295,493,000円

(消費税及び地方消費税を含む)

令和6年度 0円

(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度 144,914,000円

(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度 150,579,000円

(消費税及び地方消費税を含む)

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は、
複数の法人による共同企業体とし、次に掲げる要件を
満たしたものとします。ただし、単独の法人として参
加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員にな
ることはできません。なお、共同企業体の取扱い等につ
いては、別に定める「川崎市放置自転車等総合対策
業務委託に係る共同企業体取扱要綱」で確認してくだ
さい。

【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】

- (1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿にお
いて、業種・種目「その他業務 その他」に登録さ

れる見込みの者

- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

【共同企業体の構成員の参加資格】

- (1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録される見込みの者
- (2) 【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】(2)~(6)を満たす者

8 スケジュール

本募集から業務着手までのスケジュールは次のとおりとします。

事 項	日 程
公告	令和6年11月20日(水)
参加意向申出書・質問書の提出期限	令和6年12月11日(水)
提案資格確認結果の通知	令和6年12月13日(金)
質問書への回答	令和6年12月13日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年12月20日(金)
審査(ヒアリング)	令和7年1月21日(火)
審査(ヒアリング)の結果通知	令和7年1月31日(金)(発送予定)
契約締結の協議期間	令和7年2月上旬~3月上旬(予定)
契約締結・業務の着手時期	令和7年3月上旬(予定)

9 仕様書等の入手方法

仕様書等は、川崎市ホームページから入手してください。(窓口での配布は行いません。)

掲載期間 令和6年11月20日(水)から令和6年12月11日(水)まで

掲載場所 <https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/530/0000170370.html>

10 応募手続き

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで

受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

ア プロポーザル参加意向申出書(第1号様式)

1部

イ 誓約書(第3号様式)

1部

ウ 法人等の概要(第4号様式)

1部

エ 類似・関連業務の実績一覧表(第5号様式)

1部

※共同企業体で参加する場合は、イ~エの書類を代表者及び全構成員の分を作成し提出してください。

(2) 質問書の提出及び回答

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで

質問書(第6号様式)を用いて電子メールにて提出してください。

提出先: 53zitenpcity.kawasaki.jp

件名: 【質問書提出】川崎市放置自転車等総合対策業務委託

なお、質問書の回答は、「7 プロポーザル参加資格」を満たす者(以下「提案者」という。)に、電子メールにて12月13日(金)に送信します。ただし、質問又は回答内容が提案者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、提案者のみに回答します。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和6年12月20日(金)17時まで

受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

ア 企画提案書(表紙に第7号様式を添付してください)

6部

・企画提案書はA4サイズ、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とし、内容については、募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」の項目に従い記載すること。

イ 見積書(第8号様式)

1部

・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること。(任意様式)

ウ 企画提案書の電子データ

1式

※プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書等の提出については、直接持参又は郵送(提出期限必着)とし、直接持参する場合は、電話で提出日を事前調整してください。また、郵送する場合は、郵送する場合は、配達記録が残る方法としてください。

11 審査

- (1) 建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会自転車

対策部会 (以下「評価委員会」という。)

日時 令和7年1月21日(火)10時00分開始
会場 川崎市役所第3庁舎18階第5会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)

評価委員会委員 (敬称略)

氏名	所 属 等
鈴木 美緒	東海大学工学部土木工学科 准教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
仁科 亮	中小企業診断士
渡邊 仁	公認会計士
絹代	サイクルライフナビゲーター

注意事項

ア 評価委員会の詳細(控室、時間等)は、別途連絡します。

イ 審査は30分程度とします。(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

ウ プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、パソコンなど必要なものについては提案者で用意してください。

なお、プロジェクターへの接続は、HDMI端子が必要となります。

(2) 評価方法

ア 募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」に基づき、評価します。

イ 本市で従来行っていた放置自転車対策業務を基準とし、評価点合計の6割を超えた提案を適正と判断します。

ウ 評価委員会委員が採点した各評価項目の評価点の合計点で、最高得点を得た提案者を受託予定者として特定します。

エ 合計点が同点の場合は、企画提案書の管理体制、業務実施内容、その他の提案の3つの項目による評価点の合計得点の高い提案者を受託予定者とします。

オ 提案者が多数(7者以上)の場合は、企画提案書類の事前評価を行い、評価基準を満たした提案者のみ、プレゼンテーションによる審査を行います。

12 審査結果の通知

選考結果の通知については、評価委員会に出席した提案者に「結果通知書」(第9号様式)を令和7年1月31日(水)に発送します。

13 契約締結

受託予定者に対して、本業務委託に係る契約締結に向けた協議を行い、契約書を作成し契約を締結します。

また、契約保証金については、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する

場合は免除とします。

14 その他

(1) 失格事由

提案者が次の事由に該当するときは、参加資格を失うものとします。

ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録されていなかった場合

イ 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

ウ 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合

エ 評価委員会に欠席した場合

オ 「7 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合

カ その他、募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(3) 自転車等保管所の事前確認

自転車等保管所については、現地確認を行うことが可能です。希望する場合は、あらかじめ本市担当部署に連絡の上、日時の事前調整を行ってください。なお、保管所の事務室内に立ち入ることはできません。

場所 塩浜陸橋下、日進町、今井西町、坂戸第三京浜高架下、有馬、登戸陸橋高架下、上麻生山口

日時 令和6年11月26日(火)から令和6年12月20日(金)までの月曜日を除く平日13時から16時まで

(4) その他

ア 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、令和7年1月15日(水)までに参加辞退届(第10号様式)を提出してください。

イ 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

エ 企画提案書類等の作成に伴う費用については、提案者の負担とします。

オ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15 各種書類提出先・問合せ先

担当部署 川崎市 建設緑政局
自転車利活用推進室 業務管理担当

住所 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
(川崎市役所本庁舎16階)

電話 044-200-2303

FAX 044-200-3979

メール 53ziten@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1496号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田紀彦

1 件名

川崎市放置自転車等総合対策(中部)業務委託

2 目的

本募集は、「川崎市放置自転車等総合対策業務委託」について、公募型プロポーザル方式により受託予定者を特定することを目的とします。

3 業務内容

- 放置自転車等の指導・警告に関する業務
- 撤去・運搬等に関する業務
- 自転車等の保管・返還に関する業務
- 整理・誘導・啓発に関する業務
- 引取りのない自転車等の処理に関する業務
- 問合わせ・苦情・陳情に関する業務
- その他放置自転車対策に関する業務

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

中原区、高津区内の自転車等放置禁止区域、市営自転車等駐車場及び、自転車等保管所

6 募集方法及び提案上限額

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 提案上限額

総額 296,208,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和6年度 0円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度 144,155,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度 152,053,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は、複数の法人による共同企業体とし、次に掲げる要件を満たしたものとします。ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員になることはできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体取扱要綱」で確認してください。

【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】

(1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種・種目「その他業務 その他」に登録される見込みの者

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

【共同企業体の構成員の参加資格】

(1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録される見込みの者

(2) 【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】(2)~(6)を満たす者

8 スケジュール

本募集から業務着手までのスケジュールは次のとおりとします。

事項	日程
公告	令和6年11月20日(水)
参加意向申出書・質問書の提出期限	令和6年12月11日(水)
提案資格確認結果の通知	令和6年12月13日(金)
質問書への回答	令和6年12月13日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年12月20日(金)
審査(ヒアリング)	令和7年1月21日(火)
審査(ヒアリング)の結果通知	令和7年1月31日(金)(発送予定)
契約締結の協議期間	令和7年2月上旬~3月上旬(予定)
契約締結・業務の着手時期	令和7年3月上旬(予定)

9 仕様書等の入手方法

仕様書等は、川崎市ホームページから入手してください。(窓口での配布は行いません。)

掲載期間 令和6年11月20日(水)から令和6年12月11日(水)まで

掲載場所 <https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/530/0000170370.html>

10 応募手続き

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで

受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及

び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

- ア プロポーザル参加意向申出書(第1号様式) 1部
- イ 誓約書(第3号様式) 1部
- ウ 法人等の概要(第4号様式) 1部
- エ 類似・関連業務の実績一覧表(第5号様式) 1部

※共同企業体で参加する場合は、イ～エの書類を代表者及び全構成員の分を作成し提出してください。

(2) 質問書の提出及び回答

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで
質問書(第6号様式)を用いて電子メールにて提出してください。

提出先: 53zitenpcity.kawasaki.jp
件名: 【質問書提出】川崎市放置自転車等総合対策業務委託

なお、質問書の回答は、「7 プロポーザル参加資格」を満たす者(以下「提案者」という。)に、電子メールにて12月13日(金)に送信します。ただし、質問又は回答内容が提案者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、提案者のみに回答します。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和6年12月20日(金)17時まで
受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

- ア 企画提案書(表紙に第7号様式を添付してください) 6部
 - ・企画提案書はA4サイズ、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とし、内容については、募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」の項目に従い記載すること。
- イ 見積書(第8号様式) 1部
 - ・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること。(任意様式)
- ウ 企画提案書の電子データ1式

※プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書等の提出については、直接持参又は郵送(提出期限必着)とし、直接持参する場合は、電話で提出日を事前調整してください。また、郵送する場合は、郵送する場合は、配達記録が残る方法としてください。

11 審査

(1) 建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会自転車対策部会(以下「評価委員会」という。)

日時 令和7年1月21日(火)10時00分開始
会場 川崎市役所第3庁舎18階第5会議室

(川崎市川崎区東田町5番地4)

評価委員会委員(敬称略)

氏名	所属等
鈴木 美緒	東海大学工学部土木工学科 准教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
仁科 亮	中小企業診断士
渡邊 仁	公認会計士
絹代	サイクルライフナビゲーター

注意事項

ア 評価委員会の詳細(控室、時間等)は、別途連絡します。

イ 審査は30分程度とします。(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

ウ プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、パソコンなど必要なものについては提案者で用意してください。

なお、プロジェクターへの接続は、HDMI端子が必要となります。

(2) 評価方法

ア 募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」に基づき、評価します。

イ 本市で従来行っていた放置自転車対策業務を基準とし、評価点合計の6割を超えた提案を適正と判断します。

ウ 評価委員会委員が採点した各評価項目の評価点の合計点で、最高得点を得た提案者を受託予定者として特定します。

エ 合計点が同点の場合は、企画提案書の管理体制、業務実施内容、その他の提案の3つの項目による評価点の合計得点の高い提案者を受託予定者とします。

オ 提案者が多数(7者以上)の場合は、企画提案書類の事前評価を行い、評価基準を満たした提案者のみ、プレゼンテーションによる審査を行います。

12 審査結果の通知

選考結果の通知については、評価委員会に出席した提案者に「結果通知書」(第9号様式)を令和7年1月31日(水)に発送します。

13 契約締結

受託予定者に対して、本業務委託に係る契約締結に向けた協議を行い、契約書を作成し契約を締結します。また、契約保証金については、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

14 その他

(1) 失格事由

提案者が次の事由に該当するときは、参加資格を失うものとします。

- ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録されていなかった場合
- イ 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- ウ 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- エ 評価委員会に欠席した場合
- オ 「7 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- カ その他、募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(3) 自転車等保管所の事前確認

自転車等保管所については、現地確認を行うことが可能です。希望する場合は、あらかじめ本市担当部署に連絡の上、日時の事前調整を行ってください。なお、保管所の事務室内に立ち入ることはできません。

場所 塩浜陸橋下、日進町、今井西町、坂戸第三京浜高架下、有馬、登戸陸橋高架下、上麻生山口

日時 令和6年11月26日(火)から令和6年12月20日(金)までの月曜日を除く平日13時から16時まで

(4) その他

ア 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、令和7年1月15日(水)までに参加辞退届(第10号様式)を提出してください。

イ 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

エ 企画提案書類等の作成に伴う費用については、提案者の負担とします。

オ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15 各種書類提出先・問合せ先

担当部署 川崎市 建設緑政局
自転車利活用推進室 業務管理担当

住所 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
(川崎市役所本庁舎16階)

電話 044-200-2303

FAX 044-200-3979

メール 53ziten@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1497号

公募型プロポーザル方式の実施について、次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田紀彦

1 件名

川崎市放置自転車等総合対策(北部)業務委託

2 目的

本募集は、「川崎市放置自転車等総合対策業務委託」について、公募型プロポーザル方式により受託予定者を特定することを目的とします。

3 業務内容

- 放置自転車等の指導・警告に関する業務
- 撤去・運搬等に関する業務
- 自転車等の保管・返還に関する業務
- 整理・誘導・啓発に関する業務
- 引取りのない自転車等の処理に関する業務
- 問い合わせ・苦情・陳情に関する業務
- その他放置自転車対策に関する業務

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

宮前区、多摩区、麻生区内の自転車等放置禁止区域、市営自転車等駐車場及び、自転車等保管所

6 募集方法及び提案上限額

(1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

(2) 提案上限額

総額 199,837,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和6年度 0円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和7年度 98,428,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度 101,409,000円
(消費税及び地方消費税を含む)

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は、複数の法人による共同企業体とし、次に掲げる要件を満たしたものとします。ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員になることはできません。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「川崎市放置自転車等総合対策業務委託に係る共同企業体取扱要綱」で確認してください。

【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】

- 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿において、業種・種目「その他業務 その他」に登録される見込みの者

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(5) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

【共同企業体の構成員の参加資格】

(1) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録される見込みの者

(2) 【単独の法人及び共同企業体の代表者の参加資格】(2)~(6)を満たす者

8 スケジュール

本募集から業務着手までのスケジュールは次のとおりとします。

事 項	日 程
公告	令和6年11月20日(水)
参加意向申出書・質問書の提出期限	令和6年12月11日(水)
提案資格確認結果の通知	令和6年12月13日(金)
質問書への回答	令和6年12月13日(金)
企画提案書等の提出期限	令和6年12月20日(金)
審査(ヒアリング)	令和7年1月21日(火)
審査(ヒアリング)の結果通知	令和7年1月31日(金)(発送予定)
契約締結の協議期間	令和7年2月上旬～3月上旬(予定)
契約締結・業務の着手時期	令和7年3月上旬(予定)

9 仕様書等の入手方法

仕様書等は、川崎市ホームページから入手してください。(窓口での配布は行いません。)

掲載期間 令和6年11月20日(水)から令和6年12月11日(水)まで

掲載場所 <https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/530/0000170370.html>

10 応募手続き

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで

受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

ア プロポーザル参加意向申出書(第1号様式)

1部

イ 誓約書(第3号様式)

1部

ウ 法人等の概要(第4号様式)

1部

エ 類似・関連業務の実績一覧表(第5号様式)

1部

※共同企業体で参加する場合は、イ～エの書類を代表者及び全構成員の分を作成し提出してください。

(2) 質問書の提出及び回答

提出期限 令和6年12月11日(水)17時まで

質問書(第6号様式)を用いて電子メールにて提出してください。

提出先: 53zitenpcity.kawasaki.jp

件名:【質問書提出】川崎市放置自転車等総合対策業務委託

なお、質問書の回答は、「7 プロポーザル参加資格」を満たす者(以下「提案者」という。)に、電子メールにて12月13日(金)に送信します。ただし、質問又は回答内容が提案者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、提案者のみに回答します。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限 令和6年12月20日(金)17時まで

受付時間は、閉庁日(土曜日、日曜日、祝日)及び昼休み(12時から13時まで)を除く、8時30分から17時まで

ア 企画提案書(表紙に第7号様式を添付してください) 6部

・企画提案書はA4サイズ、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とし、内容については、募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」の項目に従い記載すること。

イ 見積書(第8号様式)

1部

・見積りに係る積算内訳書を別途添付すること。(任意様式)

ウ 企画提案書の電子データ

1式

※プロポーザル参加意向申出書及び企画提案書等の提出については、直接持参又は郵送(提出期限必着)とし、直接持参する場合は、電話で提出日を事前調整してください。また、郵送する場合は、郵送する場合は、配達記録が残る方法とってください。

11 審査

(1) 建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会自転車対策部会(以下「評価委員会」という。)

日時 令和7年1月21日(火)10時00分開始

会場 川崎市役所第3庁舎18階第5会議室
(川崎市川崎区東田町5番地4)

評価委員会委員(敬称略)

氏名	所属等
鈴木 美緒	東海大学工学部土木工学科 准教授
根本 敏則	敬愛大学経済学部 教授
仁科 亮	中小企業診断士
渡邊 仁	公認会計士
絹代	サイクルライフナビゲーター

注意事項

ア 評価委員会の詳細(控室、時間等)は、別途連絡します。

イ 審査は30分程度とします。(プレゼンテーション15分、質疑応答15分)

ウ プレゼンテーションで使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、パソコンなど必要なものについては提案者で用意してください。

なお、プロジェクターへの接続は、HDMI端子が必要となります。

(2) 評価方法

ア 募集要領の「企画提案書類記載事項・評価基準」に基づき、評価します。

イ 本市で従来行っていた放置自転車対策業務を基準とし、評価点合計の6割を超えた提案を適正と判断します。

ウ 評価委員会委員が採点した各評価項目の評価点の合計点で、最高得点を得た提案者を受託予定者として特定します。

エ 合計点が同点の場合は、企画提案書の管理体制、業務実施内容、その他の提案の3つの項目による評価点の合計得点の高い提案者を受託予定者としてします。

オ 提案者が多数(7者以上)の場合は、企画提案書類の事前評価を行い、評価基準を満たした提案者のみ、プレゼンテーションによる審査を行います。

12 審査結果の通知

選考結果の通知については、評価委員会に出席した提案者に「結果通知書」(第9号様式)を令和7年1月31日(水)に発送します。

13 契約締結

受託予定者に対して、本業務委託に係る契約締結に向けた協議を行い、契約書を作成し契約を締結します。

また、契約保証金については、契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

14 その他

(1) 失格事由

提案者が次の事由に該当するときは、参加資格を失うものとします。

ア 令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿に登録されていない場合

イ 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

ウ 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合

エ 評価委員会に欠席した場合

オ 「7 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合

カ その他、募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(3) 自転車等保管所の事前確認

自転車等保管所については、現地確認を行うことが可能です。希望する場合は、あらかじめ本市担当部署に連絡の上、日時の事前調整を行ってください。なお、保管所の事務室内に立ち入ることはできません。

場所 塩浜陸橋下、日進町、今井西町、坂戸第三京浜高架下、有馬、登戸陸橋高架下、上麻生山口

日時 令和6年11月26日(火)から令和6年12月20日(金)までの月曜日を除く平日13時から16時まで

(4) その他

ア 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、令和7年1月15日(水)までに参加辞退届(第10号様式)を提出してください。

イ 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

エ 企画提案書類等の作成に伴う費用については、提案者の負担とします。

オ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

15 各種書類提出先・問合せ先

担当部署 川崎市 建設緑政局

自転車利活用推進室 業務管理担当

住所 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

(川崎市役所本庁舎16階)

電話 044-200-2303

FAX 044-200-3979

メール 53ziten@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1498号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	野川第2公園ほか遊具更新工事
	履行場所	川崎市宮前区野川台1丁目28-1ほか
	履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年12月4日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	市道中丸子70号線車止め設置及び道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市中原区中丸子371番地先
	履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	